

LIBRA

合併号
2025年 1・2月号

〈特集〉

障害のある方への合理的配慮の義務化

〈インタビュー〉

俳優・歌手 井上芳雄さん





父母ヶ浜 (香川県)

父母ヶ浜 (ちちぶがはま) は、香川県三豊市にある海岸で、その美しさから日本のウユニ塩湖とも称されています。晴れた日の干潮時には、潮だまりに水面が反射し、水平線が青色から橙色、深い紫色へと変化する幻想的な景観をみることができます。

会員 古橋 夏樹 (71期)

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2025年1・2月合併号



東弁公式キャラクター『べんたらー』

新年のご挨拶

02 東京弁護士会の「躍進」に向けて 会長 上田智司

特集

04 障害のある方への合理的配慮の義務化

会長メッセージ

はじめに すべての弁護士が合理的配慮を理解する必要があります。

- 一 障害者差別解消法の基本を理解しましょう
- 二 「合理的配慮とは」どのようなことか
- 三 当会の会員向けガイドラインなどの解説
- 四 障害のある人との対応に関する Q&A 入門編
- 五 謙虚な対応と建設的対話の重要性
- 六 4名の方(当事者3名、支援者1名)へのインタビューから考える合理的配慮
- 七 参考情報等
- 八 特集のまとめ

インタビュー

20 俳優・歌手 井上芳雄さん

ニュース&トピックス

- 24
- ・「東京弁護士会法律事務所インターンシッププロジェクト ～弁護士の仕事をみてみよう!～」開催報告
 - ・シンポジウム「自治体における窓口対応についての実態と対策」実施報告
 - ・第39回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

連載等

- 28 理事者室から
ミッションに向かって、共に 三枝恵真
- 29 常議員会議長席から
・熟議によって担保される審議結果の正当性 津村政男
・副議長席から見える風景 町田正裕
- 30 常議員会報告(2024年度 第7回)
- 31 刑事拘禁制度改革実現本部ニュース No.46
島根あさひ社会復帰促進センター見学記 神谷竜光
- 32 今こそ変えるぞ! 再審法
第4回 再審請求審における証拠開示 伊藤修一
- 33 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第30回 新憲法と弁護士会～弁護士法制定の経緯～ 水上博喜
- 34 パブリック事務所の実践
第6回 法律事務所とコミュニティオーガナイズング②
— 全ての人が全ての人を支え合う豊島方式は実現可能か — 長谷川翼
- 36 弁護士が安心して働くための社会保障
第3回 病気・事故への備え 柿崎弘行
- 38 わたしの修習時代: かけがえない日々 54期 五島文裕
- 39 76期リレーエッセイ: 弁護士としての第二の人生 橋川歩未
- 40 コーヒーブレイク: マッサージのすすめ 松田亘平
- 41 会長声明
- 49 インフォメーション

NEW YEAR 2025

新年の
ご挨拶

東京弁護士会の 「躍進」に向けて



東京弁護士会会長
上田 智司

新年あけましておめでとうございます。

年頭にあたり、当会が新たな一步を踏み出し、更なる躍進を遂げることを祈念して新年のご挨拶を申し上げます。

当会では各種委員会活動が充実していること、また会社法部、倒産法部、不動産法部、インターネット法律研究部等、多くの実務的な法律研究部があること、更には先進会員と若手会員との相互の交流が活発であること等、数々の特色があり、そのことが徐々に周知され、新規登録の会員も次第に増えつつあります。また他会から当会に登録換えされる会員も徐々に増加しています。当会が躍進するには、その活動を支える会員の増加を実現することが不可欠であり、そのためには当会の魅力を積極的に広報するとともに、会財政の健全化を更に推進することが重要であると考えています。

これらの課題に当年度の役員は一丸となって取り組んで参りましたが、残された任期でこれらの課題の解決に引き続き注力して参りますので、会員の皆様には引き続きご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

以下、当会の「躍進」のために取り組み、実現しようとしている課題について申し上げます。

1 当会の財政基盤の確立

会員のための政策を実現するためには当会の財政基盤を確立することが必要不可欠です。これまでの財政改革への取り組みにより、財政赤字は解消されていますが、今後の会館の大修繕等への備えも今からしなければなりません。

このため、当会の財政危機の際に会館特別会計から一般会計に組み入れられた資金を本来あるべき会館特別会計に繰戻し、会財政の健全化に努め

るとともに、後に述べる会員の増加にも注力して当会の財政基盤の更なる強化に努めます。

会財政の健全化は一步気を緩めると元に戻りかねませんので、細かな冗費の削減にも留意しなければなりません。弁護士会の活動を献身的に支えている職員の方々の努力も忘れてはなりません。会財政の規律維持に努めると同時に、職員の皆さんが生き生きと誇りと生き甲斐をもって働ける環境の整備にも注力して参ります。

2 魅力ある東京弁護士会の実現

新入会員がどのような視点で登録先の弁護士会を決めるのかという視点も忘れてはならないと考えます。

当会が憲法問題、冤罪問題、消費者問題、子どもの権利の問題、その他多くの人権擁護活動に注力していること、また法曹養成の問題に積極的に取り組んでいることも、新入会員が当会に入会するきっかけや動機になっていると思います。

また、中長期的視野でみれば、法教育委員会や法曹養成センター等が早い段階で当会の魅力を発信していることも、新規登録の会員が当会を選択する際の一助になっていると思われます。今年度は当会の会員の多大なご尽力を得て、大学の夏休み期間中の8月から9月にかけて5日間、東京都内の法学部生を対象にインターンシップを行ったところ、参加した法学部生からは、弁護士の業務の内容やその仕事の魅力を実感することができ、大変有意義な経験ができ、弁護士を目指そうと思った等、高い評価をいただきました。この企画は将来の法曹志望者の増加につながり、ひいては当会の活動の評価を高めることになったと思われます。これらの諸活動を通じて、引き続き当会の会員の増加を図り、会の躍進に努める所存です。

3 会員が生き生きと活躍できる環境の整備

当会は会員数が9300名に及ぶ全国で最大の単位会ですが、それは取りも直さずそれだけのマンパワーがあることを意味しています。市民や企業に寄り添って社会に貢献することは弁護士の重要な使命であり、会員にその活躍の場を提供することが当会の責務ではないかと私は考えています。

このような見地から、不動産鑑定士、社会保険労務士、税理士等の他士業と連携しながら中小企業のニーズに応え、職域を拡大することが重要であり、他士業との研修会等を通じて社会のニーズを捉え、若手会員と中小企業のマッチングに注力したいと考えています。

他方で、当会でも現在約10%の会員が企業内弁護士となっています。企業内弁護士との交流を深めて企業のニーズを把握し、新たな業務分野を開拓することもこれからの重要な課題です。

当会は公式キャラクターである「べんとらー」を積極的に会内外に広報し、好評を博しています。「べんとらー」は正義を実現し、人権を守るというイメージとも重なり、今では会員にも「べんとらー」は徐々に浸透してきていると思いますが、当会が単に全国で最大の単位会であるというにとどまらず、そのイメージを効果的に発信したことは会員の士気を高め、さらに当会が活性化していくことにもつながると期待しています。

我々役員に残された任期はあと僅かですが、役員全員が一丸となって力を合わせ、また職員の方々の協力も得ながら最後まで頑張りますので、会員の皆様のご理解、ご支援、ご協力を心よりお願いし、年頭のご挨拶とさせていただきます。

障害のある方への合理的配慮の義務化

障害者差別解消法を学びましょう

2024年（令和6年）4月1日から
障害のある方への
合理的配慮の提供が
義務化されたことを
ご存じですか？

障害のある方も、ない方も、誰もが幸せに暮らせる社会。それが望ましいことは異論がないかと思います。その実現のために、私たち弁護士に何ができるのか、そして、何をすべきなのか。2024年4月1日から施行されている障害者差別解消法の改正法について、高齢者・障害者の権利に関する特別委員会に全面的に執筆協力をいただきました。本誌初の試みとして、ユニバーサルデザインフォント（UDフォント）を使用しております。

LIBRA 編集会議 小峯 健介

会長メッセージ

障害のある方への合理的配慮の提供が
義務化されたことを受けて

東京弁護士会 会長 上田 智司



障害の有無を問わずすべての国民が差別されることなく、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して2016年4月に障害者差別解消法が施行され、同法では行政機関等と民間事業者いずれも障害者に対する不当な差別的取扱いは禁止されましたが、障害者への合理的配慮は民間事業者に対しては努力義務にとどまっていた。

この点については、かねてから民間事業者に対しても法的義務とすべきという意見があったところであり、今般の2024年4月1日施行の法改正により民間事業者についても合理的配慮の提供が義務化されました。また、ここでいう民間事業者には弁護士、弁護士会も含まれます。

この法改正は、障害のある方が障害の有無にかかわらず、社会生活にかかわり自由な活動ができるための、まさに画期的な法改正であり、社会正義の実現と人権の擁護を使命とする弁護士、弁護士会は障害のある方への合理的配慮の提供を積極的に実現していかなければなりません。

今般の法改正を受けて、当会では障害のある方の裁判傍聴へのサポートなど様々な努力を重ねていますが、我が国の最大単位会であり、またこれまで長きに亘り、率先して人権擁護活動に注力してきた当会の会員の皆様におかれましては、日頃の弁護士活動の中で是非とも今般の法改正の趣旨をご理解いただき、障害のある方への合理的配慮義務実現にご協力を心からお願い申し上げます。

CONTENTS

会長メッセージ 障害のある方への合理的配慮の提供が義務化されたことを受けて	4頁
はじめに すべての弁護士が合理的配慮を理解する必要があります。	5頁
一 障害者差別解消法の基本を理解しましょう	6頁
二 「合理的配慮とは」どのようなことか	8頁
三 当会の会員向けガイドラインなどの解説	11頁
四 障害のある人との対応に関するQ&A 入門編	12頁
五 謙虚な対応と建設的対話の重要性	13頁
六 4名の方(当事者3名、支援者1名)へのインタビューから考える合理的配慮	
I 聴覚障害者と合理的配慮 柳匡裕さんへのインタビュー	14頁
II 精神障害者と合理的配慮 山田悠平さんへのインタビュー	15頁
III 視覚障害者と合理的配慮 大石亜矢子さんへのインタビュー	16頁
IV 発達障害者と合理的配慮 箕輪優子さんへのインタビュー	17頁
七 参考情報等	19頁
八 特集のまとめ	19頁

【凡例】

本特集では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）を「障害者差別解消法」、「差別解消法」及び「同法」と略称することがある。

はじめに

すべての弁護士が合理的配慮を理解する必要があります。

2024年4月1日から、障害者差別解消法が改正され、障害のある方への「合理的配慮」の提供が民間事業者にも義務化されたことはニュースでご存じの方も多いと思います。

私たち弁護士も法律業務を行う「民間事業者」ですので、同法を遵守する義務があります。

LIBRAでは、2016年4月に差別解消法が施行された翌年の2017年7月号にて「障害のある人の人権と弁護士の使命」として特集しました*1。

本号では、私たち弁護士が守り、知っておくべき「障害のある方への合理的配慮」について、改めて学ぶための特集を企画しました。

人権擁護を使命とする私たち自身が業務を行うために正しい理解をしておく必要があることはもちろんのこと、事業者や障害者からのこれらの相談

に的確に答えることができるようにしましょう。

弁護士以外の事業者は、同法12条に基づき差別行為に対して主務大臣による勧告等の対象となりますが、弁護士会には主務官庁はなく、この点の規律が弁護士自治に委ねられています。

そのため当会は、現在障害のある市民の方からの苦情相談制度発足に向けて規則・マニュアル等の改訂準備を進めています。

この点の整備が進み次第、会員の皆さまに広報してまいります。

なお、本特集は、障害のある方に限られず、誰にとっても読みやすく、わかりやすいユニバーサルデザインフォントでお届けします。

(高齢者・障害者の権利に関する特別委員会)

*1: <https://www.toben.or.jp/message/libra/libra-2017-7.html>

一 障害者差別解消法の基本を理解しましょう

1 未だ深刻な障害者差別の現状

差別解消法は、障害者基本法の基本的な理念の通り、全ての国民が障害の有無によって差別されることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。差別解消法の施行から8年以上が経過しましたが、日本の社会から障害者差別は無くなったといえるでしょうか。

例えば、公益財団法人日本盲導犬協会が公表した調査結果によると、盲導犬ユーザーに対し、盲導犬同伴での受け入れ拒否について調査を実施した結果、2023年の1年間で「受け入れ拒否にあった」と回答したユーザーは全体の44%に上りました。

また、2024年7月3日、最高裁判所大法廷が言い渡した旧優生保護法に基づいて実施された強制不妊手術に関する国家賠償請求訴訟5件の上告審判決は、障害者差別に関する重要判例であり、弁護士としては押さえておく必要があります*2*3。最高裁は、旧優生保護法の規定について、「憲法13条及び14条1項に違反するものであったというべきである。」とし、国は、憲法に違反する規定に基づいて、「昭和23年から平成8年までの約48年もの長期間にわたり、国家の政策として、正当な理由に基づかずに特定の障害等を有する者等を差別してこれらの者に重大な犠牲を求める施策を実施してきたものである。」と説示しました。弁護士は、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする職業であり、このような衝撃的ともいえる重大な障害者差別が平成の時代まで長い間実施され続けてきたことについて、真摯に受け止めなければなりません。また、世間の一部からこの判決に対し、ネット等で心無い声が上がっていることも、残念ながら事実で

あり、障害者差別は無くなっておらず、問題には根深いものがあります。

弁護士としては、差別解消法が改正された意義を正しく理解し、自ら同法を遵守するのはもちろん、同法を活用して障害者差別の解消を実現していくことが求められます。

2 差別解消法の基本的な考え方

同法は、全ての障害者が、基本的人権を享有する個人として尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえて、障害を理由とする差別の解消を推進することで、共生社会の実現に資することを目的としています。

そのためには、日常生活や社会生活における障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を取り除くことが重要です。

このため、同法は、障害者に対する不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を差別と規定し、行政機関等及び事業者に対し、差別の解消に向けた具体的取組みを求めています。

また、障害者が日常生活及び社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものとする「社会モデル」の考え方を国民へ浸透させて、個人一人一人が障害に関する正しい知識の取得や理解を深めるとともに、建設的対話により、共生社会の実現に向けた取組みを推進していくことが期待されています。

弁護士としては、差別の解消に向けて、率先して取組み、社会モデルの考え方を理解し、障害に関する正しい知識の取得と理解に努め、建設的対話を実践していく必要があります。

*2：最高裁令和6年7月3日判決 https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/162/093162_hanrei.pdf ほか4件

*3：2024年7月3日東京弁護士会「最高裁大法廷判決を受けて、旧優生保護法による被害の全面的回復を求める会長声明」
<https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-731.html>

3 不当な差別的取扱いとは

同法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否する、場所・時間帯などを制限する、障害者でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止しています。車椅子、補助犬、支援機器等の利用や介助者の付添い等の社会的障壁を解消するための手段の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも禁止されます。ただし、障害者が劣悪な処遇を受けている事態を改善するための取扱い（積極的改善措置）や合理的配慮の提供による他の人と異なる取扱いは該当しません。

事業者としては、正当な理由があると判断した場合には、障害者に対して、理由を丁寧に説明して理解を得るように努めることが望まれます。

<正当な理由がなく、不当な差別的取扱いに該当すると思われる例>

- ・ 障害者からの法律相談の申込みについて、障害の種類や程度、本人や第三者の安全性などを考慮せずに、漠然とした安全上の問題を理由に拒否すること。
- ・ 法律相談において、障害者に対して、障害があることを理由として、言葉遣いや態度などの接遇の質を下げること。
- ・ 法律相談の実施にあたり、障害者に対して、具体的な場面や状況に応じた検討を行うことなく、一律に支援者や介助者の同伴を条件とすること。

4 弁護士が差別解消法に関わる3つの場面

① 同法を遵守すべき民間事業者としての場面

弁護士は、民間事業者として、社会的障壁の実施に係る必要かつ合理的配慮の提供を行わなければなりません。

例えば、法律相談において、相談者に障害がある場合、不当な差別的取扱いは禁止されることはもちろん、相談者に対する合理的配慮の提供を行う義務があります。

障害を理由として、法律相談や事件の受任を拒否することは許されません。

障害者差別解消法で求められること

不当な差別的取扱いの禁止（法8条1項）

- ・ 弁護士を含む事業者は、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、不当な差別的取扱いをすることが禁止されています。例えば、弁護士が正当な理由なく、法律相談を拒否すること、法律相談にあたり障害のない人には付けない条件を付けることなどは禁止されています。

合理的配慮の提供（法8条2項）

- ・ 弁護士を含む事業者は、障害者から社会的障壁を取り除くための対応を必要とするとの意思が表明された場合、負担が過重でないときは、障害の状態に応じて、必要かつ合理的な配慮をすることが求められます。障害者と事業者が建設的対話を行い、お互いに理解し合いながら対応案を検討することが重要です。

[法の対象となる障害者とは?]

- ・ 「障害者」とは、障害者手帳の所持者に限られず、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害も含む）、その他心身の機能の障害（難病等に起因する障害も含む）がある人で、障害及び社会的障壁によって、日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人全てが対象となります。
- ・ 障害者の該当性は、状況等に応じて個別に判断されることとなりますので、弁護士としては、障害の範囲を狭く捉えないように注意が必要です。

[法を遵守すべき事業者とは?]

- ・ 「事業者」とは、民間事業者であり、目的の営利と非営利、個人と法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者のことです。
- ・ 弁護士及び東京弁護士会も「事業者」に該当します。

② 差別を受けた障害者から相談・依頼される場合

次に、弁護士が障害者からの法律相談等により、障害者差別に関する事例に出会う場合が考えられます。

障害者が差別を受ける典型的な場面として、移動・施設利用、情報へのアクセス、雇用・労働、教育、地域生活、医療、政治参加、司法及び所得保障等があります。弁護士は、不当な差別的取扱いの問題なのか、合理的配慮の不提供なのか、法的義務違反といえるのか等を判断し、解決に向けて動く必要があります。

また、受任した場合、交渉や慰謝料の損害賠償請求等により、解決を目指すことになります。民間事業者の合理的配慮の提供が法律上の義務になりまし

たので、弁護士としては交渉等がし易くなったといえるでしょう。

まずは、事業者に対し、義務規定について説明し、合理的配慮の内容を具体的に提示し、建設的対話により交渉することが考えられます。

③ 障害者に対応する事業者から相談・依頼される場合

そのほか、弁護士が民間事業者側からの法律相談等を受ける場合も考えられます。弁護士としては障害者差別に関する相談を受けた時は、合理的配慮は法律上義務化されたこと等を説明し、適切な対応が行われるように助言等をすることが求められます。

二 「合理的配慮とは」どのようなことか

1 合理的配慮は法的義務

差別解消法は、障害のある人が、障害があるために、障害のない人ならば当然に行使できる権利を行使できないときに、その社会的な障壁を埋めて、障害のない人と同じ地平に立つために必要な措置を行うという合理的配慮の提供を、公的機関だけでなく、民間事業者に対しても義務づけており（法8条2項）、弁護士も、その例外ではありません。そのため、弁護士として、障害のある依頼者に対して接する際には、当然に合理的配慮をすることが求められる以上、合理的配慮とはどのようなものかについて、知っておく必要があります。

2 合理的配慮とは

合理的配慮とは、道徳的に配慮する、障害者はかわいそうだから配慮してあげる、といったものではありません。平たくいえば、現実に目の前にいる障害のある相談者が、障害のない相談者と比べて、何か不自由なこと、何か足りないことがあれば、その

不自由さを取り除き、不足を補うような工夫をするということです。

車椅子を利用する依頼者が事務所のあるビルの段差を上れない、手が不自由で委任状が書けない、知的障害がある依頼者がゆっくりとしか理解できない、などといった場合に、スロープを用意する、代筆を了解する、ゆっくりと分かりやすい言葉で説明する、といった、依頼者のニーズに弁護士としてどう対応すればいいか、を考えることを意味します。その意味で、合理的配慮は、依頼者の障害の内容に応じて、多様で個別性の高いものであり、具体的状況に応じて柔軟に対応する必要があります。

3 意思の表明

ある車椅子を使われている方が、飛行機に乗ろうとして、ゲートから飛行機までの通路を車椅子で自走しようとしたところ、キャビンアテンダントがいきなり車椅子を押し出したことを不快に思ったという話があります。

障害のある依頼者でも、自分でも支障なく障害のない方と同じようにできる、ということも十分あります。合理的配慮は、障害者ご本人の意向を無視して「お仕着せ」では、かえって障害のある人の尊厳を害しかねません。そのため、法は、障害のある依頼者から、「この点が困ったからなんとかしてもらいたい」、「こういうことができないからなんとかしてもらいたい」といった社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合に、合理的配慮をすることを求めています。

ただ、そのような意思表示は、必ずしも本人から明示的に示されるとは限りません。家族や支援者が補佐して意思表示を行うこともありますし、黙示の意思表示もあり得ます。

そのため、明示の意思表示がない限り、合理的配慮を提供しなくても良いことにはなりません。明示の意思表示がなかったからといって、合理的配慮の提供義務を免れることにはならないことに注意する必要があります。

4 過重な負担とは

合理的配慮は、その実施に伴う負担が過重でないときに提供するものですが、過重な負担かどうかは、個別の事案ごとに具体的状況に応じて、総合的・客観的に判断されます。

過重な負担に当たると判断した場合には、依頼者にその理由を説明して、理解を得るよう努める必要があります。

その際、代替的措置の有無・その実現可能性も検討し、依頼者本人と建設的に対話することが望まれます。

5 合理的配慮の具体例

障害者の障害の種類や程度には様々なものがあり、また、日々直面している社会的障壁にも特殊なものがあり得ます。「当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて」社会的障壁の除去のために「必要かつ合理的な配慮」はそれぞれ異なるのであって、現に社会的障壁に直面している個々の障害者に応じて、

どのような合理的配慮が必要かを判断していく必要があります。ステレオタイプの対処をすればよいわけではないことには十分留意する必要があります。そのためには、そもそも障害者本人が具体的にどのような希望を持っているのかを意識しながら、ルールや慣行を柔軟に変更するなどの対応も必要となります。

また、支援者が同伴する場合でも、支援者ばかりに話しかけるのではなく、障害者本人にも分かりやすいよう、障害者本人のペースに合わせてコミュニケーションをとることが必要です。近時は、電子機器による補助も必要になることが多いので、電源の確保なども不可欠です。

(1) 視覚障害

視覚障害の主な特性としては、視覚的な情報を全く得られない又はほとんど得られない場合（盲）と、文字の拡大や視覚補助具等を使用して保有する視力を活用できる場合（弱視）があります。また、視野・色覚障害により文字や色等が見えにくい場合もあり、見え方には非常に大きな個人差があります。

典型的な合理的配慮としては、

- 声をかけるときは、まず名前を名乗って、なるべく正面から話しかける
- あれ・それなどの指示語は使わない
- 代筆の許容（代筆による署名は「自筆でないので無効」などと機械的に取り扱わない）
- 施設・物の位置を事前に分かりやすく伝える
- 移動が困難な場合は、事前に待ち合わせ場所を決めて迎えに行く
- パソコン、スマートフォンの読み上げ機能が使えるよう工夫

(2) 聴覚障害

聴覚障害の主な特性としては、外見からはわかりにくく、またその人が抱えている困難さも会話コミュニケーションや情報からの孤立・阻害等多方面にわたり、他人からは気づかれにくいことが挙げられます。

典型的な合理的配慮としては、

- 手話通訳者の手話が見やすいように座る位置を調整
- 電話ではなく電子メールやLINEを使う
- 口頭に加えて文字・図等でも説明を行う
- マスクを外して話す、透明マスクを利用
- スマートフォンなどのアプリ（UDトークなど）で音声を変換するものを利用
- パソコンでタイピングしながら説明する

(3) 肢体障害

肢体障害の主な特性としては、上肢に障害がある場合は手や指先を動かすことが困難な場合があり、下肢に障害がある場合は移動手段としては車椅子等を利用する場合があります。

典型的な合理的配慮としては、

- 簡易スロープの用意
- 車椅子の特性（手動か電動か）に応じた支援
- エレベーターがない場合、上層階での受付を1階で行う
- 麻痺で紙等を押さえられない場合、滑りにくいマットを用意

(4) 知的障害

知的障害の主な特性としては、「考える、理解する、

読む、書く、計算する、話す」などの知的機能に発達の遅れがあるため、言葉、文字による説明の理解が困難であることが多いと思われます。

典型的な合理的配慮としては、

- ゆっくりと、短い言葉や文章でわかりやすく話す
- 支援者が同伴する場合でも、障害者本人に対しても理解できるように話す
- コミュニケーションボードを利用

(5) 精神障害等

精神障害は本人からも他者からも認識されにくい障害のひとつであり、原因となる精神疾患は様々で、多岐にわたります。

典型的な合理的配慮としては、

- 体調のよい時間帯、緊張しない場所などの希望に沿って調整する
- 疲れが見えたら休憩を入れるか、日を改める
- 体調悪化による急なキャンセルを遠慮しないよう伝える
- 話の内容が不合理であり、「幻聴」や「妄想」ではないかを感じる場合も、そのようなことはあり得ないと否定したり妄想と断定したりしない

【コラム】電話リレーサービスを知っておこう

これまで聴覚や発話に困難がある方の電話利用には障壁がありましたが、令和3年7月より、公共インフラとしての電話リレーサービスが開始されています。「電話リレーサービス」とは、聴覚や発話に困難がある方と聞こえる方の電話を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、双方向につなぐ公共インフラです。

弁護士会や法律事務所にも電話リレーサービスを通じた問い合わせや連絡等がきたり、連絡先として指定されることが予想されます。公共インフラですので、電話リレーサービスの利用を理由に対処拒否することがないようご注意ください。

▼電話リレーサービス 公式ウェブサイト

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/telephonerelay/index.html



▲総務省ウェブサイト上のリーフレット

三 当会の会員向けガイドラインなどの解説

1 対応指針とは

「弁護士等の職務における障がいや理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（以下「対応指針」）*4は、当会会員である弁護士向けに、障害のある市民に適切に対応するために必要な事項について定めたガイドラインです。

2 弁護士等にとって遵守すべきものであること

弁護士も日々の業務の中で、障害のある市民から相談を受ける場面があります。しかし、聴覚障害のある市民が法律事務所に法律相談を申し込んだものの、「コミュニケーションがとれないのでお断り」と相談拒否された事例が散見されます。

差別解消法8条では、事業者に対して障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮義務を定めています。

障害のある市民に対して法律相談や法律事務等のサービスを提供する場面では弁護士も事業者にあたり、弁護士は差別解消法に基づき対応することが求められます。例えば、相談者に障害がある場合、障害を理由として法律相談や事件の受任を拒否することは禁止されます。また、相談者に対する合理的配慮の提供を行う法的義務があります。しかし前述のように、現状は理解がまだ不十分です。

ところで、同法11条「主務大臣は…第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針を定めるものとする。」という規定に基づき、省庁は指針を定めています。民間事業者は経済産業省等の事業を所轄する省庁等が作った指針をガイドラインとして参考にしています。

当会も対応指針を定め、2018年3月22日から

施行されました。その後、同法8条2項に基づく合理的配慮義務が努力義務から法的義務化されたことに伴い、改正を検討しています。

対応指針は、同法8条に基づく事業者における障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供に関して、弁護士、弁護士法人、外国法事務弁護士、及び外国法事務弁護士法人（並びにこれらの者の事務所に勤務する者（以下「弁護士等」））が適切に対応するために必要な事項を定めたものです。

すなわち、対応指針は、弁護士等にとって一定のガイドラインとして問題やトラブルが起きて市民等から苦情が寄せられた場合にも参照されるものです。

3 対応指針の内容の確認・参考として適切な対応を

対応指針には、障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方や、具体的などのような行為が障害を理由とする不当な差別的取扱いに当たりうるのかの具体例、合理的配慮等の具体例が挙げられています。

対応指針は、当会会員サイトの東京弁護士会法規集に掲載されています。障害のある市民の法律相談等を受ける可能性もある以上、対応指針の内容を確認し、対応指針の内容を念頭に、適切に対応することをお願いします。

*4：<https://www.toben.or.jp/members/kaisoku/act/frame/frame110001412.htm>

四 障害のある人との対応に関する Q&A 入門編

Q：障害のある方の対応のために、日頃から法律事務所に準備しておいた方が良いものはありますか。

A：それぞれの弁護士が「障害」に対する知識を持ち、理解することが必要です。まずは、法令の内容と障害の特性を理解し、障害者への対応は、個別具体的なものであることを理解しましょう。

「障害」の概念について、社会モデルで考えることを理解することも重要です。

Q：どのような対応が「不当な差別的取扱い」になりますか。

A：正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を断ったり、場所や時間等を制限したり、不当な条件を加えたりすることです。

具体的には、介助者がいれば相談に来られる人からの相談を、障害を理由として断ったり、障害者から相談を受ける際に不当に条件を加えたりすることは、不当な差別的取扱いになります。

Q：合理的配慮の提供を求められた際の留意点はどのようなものがありますか。

A：「前例がないのでできません」×

これはアウトです。

「特別扱いできません」×

これもアウトです。

合理的配慮は「特別扱い」ではありません。

「もし何かあったら…」×

これもアウトです。

漠然としたリスクで断ることは禁止されています。

「前例がない」「特別扱いはできない」等といって合理的配慮の提供を断ることはできません。

同じ障害でも特性は様々ですので、一括りに捉

えないことが大切で、その方の具体的なニーズを聞き取って配慮する必要があります。

Q：法律事務所として合理的配慮が難しい場合、どう対応したら良いでしょうか。

A：合理的配慮は、その実施に伴う負担が過度である時は提供義務を免れますが、過重な負担がない限り対応しなければなりません。過重な負担になるか否かは、事務所の規模や業務への影響、実現可能性の程度、費用負担の程度等を総合的に考慮して判断することになります。事務所の規模によっては、費用負担等の都合上、合理的配慮が困難なこともあるでしょう。仮に過重な負担になると考えられる場合には、障害者にその理由を説明し、理解を得るよう努める必要があります。その上で、合理的配慮を一切断るのではなく、代替手段を検討するなどの対応が求められます。

Q：建設的対話の具体例としてどのようなものがありますか。

A：本人が希望する配慮の提供は難しくても、代替策を提示することが重要です。

例えば、事務所の相談スペースに車いすの方が入れない場合でも、それだけで相談を断らずに、相談場所を変更するなどの対応が考えられます。具体的には、弁護士会館の面談室や事務所近くの喫茶店、貸会議室を利用するなどです。また、手話通訳者が相談に必要な方で手話通訳者の手配が難しい場合、居住自治体へ意思疎通支援者を派遣申請し同行してもらえないかお願いしてみることが考えられます。電子機器を用意することが難しい場合には、相談者に機器を持参してもらい、電源を確保しておくといいでしょう。

五 謙虚な対応と建設的対話の重要性

当会の弁護士のみなさんは、次のような相談を受けたらどう考えますか？

相談者「相談にあたって知的障害者にわかるよう合理的配慮をしてもらえますか？」

もしかすると「知的障害者用の合理的配慮なんて特殊な技術は持っていないので無理だ！」と考えて

弁護士「そんなノウハウないので相談は受けられません」

なんて対応はしていませんか？ できないと最初から思い込むことは傲慢であり、偏見・差別です。

謙虚にまず当事者のお話を聞いてみてください。では次のように言われたらどうでしょうか。

相談者「私は軽度の知的障害のある24歳です。

100万円の羽毛布団の代金を会社から請求されていますので助けてください。ただし難しい言葉は理解できないので、易しく説明してもらえますか？」

話を具体的に考えると違ってきませんか。例えば次のように説明してみたらどうでしょう。

弁護士「あなたは、悪い会社にだまされたようです」

「だますことはダメなことだから、布団を買いますとあなたが書いたことは無かったことにすると会社に手紙で伝えることができます」
 「私は法律に関するお手伝いをする弁護士という仕事をしています」
 「あなたの代わりに会社に手紙を出して、会社からのお金の要求をストップするお手伝いができます」
 「今までの話を理解できましたか？」

相談者「はい、易しく話してくれたのでわかりました」「ただ、忘れやすいので、今の話をメモにしてみられますか？」

弁護士「わかりました。ポイントをわかりやすくメモしてお渡ししますね」

今までのやりとりは、何か特別なことでしょうか。

おそらく多くの弁護士が高齢者の方などに、もっと言えば誰に対しても、難しい法律用語を易しく言い換えて説明してきましたよね。

当然なことですが、法律専門職の仕事の本質の一つは、難しい法律の世界を一般の方に分かりやすく伝えながらお手伝いすることです。

「合理的配慮の提供」「建設的対話」という少し難しい用語を聞くと、構えてしまう読者もいるかもしれません。

しかしこれらは私たちの普段の業務の一環もしくは本質に他なりません。

当事者と話し合い（建設的対話をし）ながら、何か法律家としてお役に立てることがないかを率直に探って行ってください。きっと、普段の私たちの仕事のやり方の改善にも役に立つはずです。



▲箕輪優子さん（後掲インタビュー 17 頁参照）ご提供スライドより

六 4名の方(当事者3名、支援者1名)へのインタビューから考える合理的配慮



I 聴覚障害者と合理的配慮

柳 匡裕さんへのインタビュー

【プロフィール】

ろう者。一般社団法人ありがとうの種代表として手話カフェ「Sign with Me」、手話で生きる子どものあ〜とん塾」や手話普及事業を営んでいる。生まれつき「ろう」。医学的には聴力は90〜110デシベルだが、聴力に頼ることはせず、手話を第一言語として生活している。

1 インド料理との出会いがきっかけに

Q：なぜ飲食店を始めたのですか。

A：起業のヒント探して街を歩いていたとき匂いにひかれて入ったお店がインド料理店でした。美味しく何度も通ううちに、自分の思い込みとは異なりインド人にも色々な人がいると気づかされました。そういった経験から、当事者の手で当事者の雇用をつくる、当事者の手で当事者の職域を開拓する、当事者の手で当事者のロールモデルを発信するという3つのミッションを同時に達成でき、かつ「ステレオタイプ」に気付かせてくれる場所ができる、と飲食店をやることに決めました。

2 法人を立ち上げる際の社会的障壁はなかったが、まだ課題も

Q：社会的障壁等はありませんでしたか？

A：昔は、ろう者は話せない・聞こえないので、準禁治産者（民法旧11条）とみなされて銀行口座も開設できず、ローン等の契約もできないという差別がありました。しかし先人の活動のお陰で民法旧11条は撤廃され、私は問題なく銀行口座を開設する等、法人を立ち上げる際の社会的障壁はありませんでした。

ただ、飲食事業の上で、電話での商談が商習慣となっていることが社会的障壁でした。それも少しずつ社会も変わり、今はメール等も増えていま

す。また、法人をつくった後に、「電話リレーサービス」の試験的プロジェクトが始まり、やがて公共インフラとして整備されました。FAXやメールだと1か月かかったことが電話（リレーサービス）だと20分で済ませられる等、社会的障壁が解消されつつあります。ですが、電話相手に疑念を抱かれることもあり、さらなる周知が必要です。

3 弁護士に期待すること

Q：聴覚障害の方から弁護士事務所に相談の連絡をしたが、耳が聞こえないことを言った瞬間、弁護士から断られたと聞いたことがあります。何かアドバイスはありますか？

A：どんな人でもステレオタイプは持っています。本能に近い先入観というか、フィルターを外すというのは難しいことですが、フィルター自体をアップデートすることはできます。また、対応方法については、当事者のいるところに行き当事者と会うのが一番の方法です。弁護士の方も色々な人とまずは会うことで、自然とアップデートできるはずで、手話を公用語にしたスープカフェ「Sign with Me」もありますので、是非一度お越しください。

Q：弁護士会への要望を教えてください。

A：遠隔手話通訳サービスの導入をぜひ検討していただきたいです。現在の社会では手話でも問い合

わせたり、相談できる機関・企業窓口が増えていますが、遠隔手話通訳サービス業者に委託して導入しているところが多いです。弁護士会でも、例えば、聴覚障害者から法律相談センターや法律事務所・弁護士に法律相談が来た場合、手話通訳が必要なときは、弁護士会の遠隔手話通訳サービスを利用できるようにすれば、弁護士や法律事務所

にとっても助かると思います。

【インタビューのコメント】

ステレオタイプな見方で決めつけて判断することは避けることが、合理的配慮を考える上でも大事だと感じました。



II 精神障害者と合理的配慮

山田 悠平さんへのインタビュー

【プロフィール】

一般社団法人精神障害当事者会ポルケ 代表理事

2016年8月設立 2021年12月法人化

精神障害の当事者が交流する場づくりや、講演活動、調査研究等を通じて、当事者主体の価値を発信し、精神障害の社会課題の解決に向けて取り組んでいる。

1 精神障害の当事者が交流して理解を深める場

Q：ポルケの活動内容についてお聞かせください。

A：最初は、精神障害の当事者同士が交流できるお話を定期的に開催することから始まりました。精神障害の当事者がそれぞれの体験談を話し合い、そこで挙げた問題を昇華して、別の機会のアンケート調査や講演活動で活かすことがあります。

私自身、統合失調症で4回の入院経験があります。入院中の当事者同士の語りで感じる温かみのあるつながりは、当事者活動を行ううえでの原体験となりました。

2 精神障害は目に見えないので、理解しにくい

Q：精神障害の特性として、どのようなことが挙げられますか。

A：障害の状態像を一義的に説明できないことに難しさがあります。

精神障害の状態は、身体障害のように見た目で見えやすい固定的な状態ではなく、症状に波があり、断続的に反復的に起こります。私自身、元気な時は元気ですが、体調が悪い時は、寝込んで

しまい、電車に乗ることさえもハードルが高いことがあります。

3 合理的配慮の前に、何が社会的障壁になっているかを知ってほしい

Q：精神障害を理解する上で、大切なことは何ですか。

A：まず、精神障害のある人は国内に600万人超えるにもかかわらず、「社会の中で」見えにくい存在となっていることに意識を向けることです。つまり、病気や疾病としての対個人へのケアの視点だけではなく、医療提供体制のあり方や偏見や差別の問題など、社会側の問題にもしっかり目を向けることを大切にしていきたいです。

4 精神障害に対する一番の社会的障壁は、社会の偏見

Q：これまでの経験で、社会的障壁を感じたことはありますか。

A：アパートを借りられないことがありました。大家さんは、直接障害を理由として断るわけではな

く、遠回しに別の理由を挙げて繕うのですが、実際は、障害を理由として断るといったようなことがありました。偏見や差別、無理解に私たちは苦しめられています。

5 精神障害は誰か個人の問題ではなく、社会全体の問題

Q：合理的配慮を考えるポイントはどのようなものがありますか。

A：合理的配慮とは、当事者側から自分の障害の状態を言語化して、こういう配慮をしてほしいと言うことが求められますが、一定数の精神障害者にとっては、偏見や差別の問題から時に難しいこと

を理解してもらいたいです。障害全体の中でも精神障害は、しばしば遅れがちな状況にあります。当事者のエンパワーメントの促進とあらゆる領域での障害理解の取組みがますます期待されています。多様性を価値とする社会づくりに向けてともに学び考えていきたいです。

【インタビュアーのコメント】

「精神障害者への合理的配慮を考える前提として、何が障害者にとって社会的障壁になっているかを知っておくことが重要だ」という山田さんのお話が印象に残りました。



III 視覚障害者と合理的配慮

大石 亜矢子さんへのインタビュー

【プロフィール】

本名は大胡田亜矢子。未熟児網膜症により失明し両目とも全盲。武蔵野音楽大学声楽科卒業。ソロによる歌唱やピアノの弾き語りによる演奏活動を行う。また、盲導犬の啓発活動、夫で全盲の大胡田誠弁護士（第一東京弁護士会）とともにコンサートを開催している。一男一女の母。

1 法律相談等に必要な合理的配慮の例

Q：初めて法律事務所を訪問する場合、どのような配慮が必要ですか。

A：私は、パソコンで情報を調べるので、ウェブサイトには弁護士の人柄が分かる自己紹介が載っていると安心します。道案内は、最後は人に聞くため、見えるものなどを詳しく文章化してもらえると嬉しいです。Google Mapの画像は読み上げできません。PDFは読み上げできるようになってきていますが、できないことがあります。初めて訪問する時は、ビルの入口を探すことなどが難しいため、できれば最寄り駅まで迎えに来てもらえると助かります。

Q：弁護士が事件を受任する場合、書面についてどの

ような配慮が必要ですか。

A：ワードであれば、普通のパソコンで読み上げできます。相手方の書面が紙やPDFで読み上げできない場合、人によってニーズは異なりますが、私は、ワードにしてもらうか、読み上げて録音したデータを提供してもらえると助かります。

2 点字が必須という誤解

Q：弁護士の中には、視覚障害者に対し、書面を点字にする必要があるから事件は受けられないと誤解している人がいるかもしれません。

A：私は文章を点字で読みたい方ですが、途中で見えなくなる視覚障害者も多く、点字を使わない人も増えています。点字ではなくワードや読み上げ、自分でPDFやワードを点字化する方法も

あるので、依頼を断らず力を貸していただきたいです。

3 盲導犬同伴の入店拒否と対話の大切さ

Q: 盲導犬を理由に入店拒否等にあった経験はありますか。

A: 入店拒否は時々あり、病院や飲食店が多いです。病院のケースで、事前に電話で問い合わせた時はよいと言われたのに、実際に行ったら駄目だと言われて、病院の方針が決まっていなかったことがありました。どのようにしたらよいのか対話することが大事だと思います。

4 法律に対する社会の理解は不十分

Q: 障害者差別解消法の施行による影響はありますか。

A: お店に対して、障害者差別解消法や身体障害者補助犬法について伝えると、調べ始めたり、別の担当者に連絡を取ってくれるなど態度が変わって、話が良い方向に進むことは結構あります。

5 積極的な声掛けの必要性

Q: 視覚障害者と初めて会う時、どのようにお声かけしたらよいですか。

A: 「大丈夫ですか」と聞かれると、「大丈夫です」と反射的に答えてしまうので、「何かお手伝いすることはありますか」でよいと思います。最近コロナの影響もあり、手伝ってくれる人を探すのが難しいので、介助の仕方が分からなくても、積極的に声をかけてもらえると助かります。

6 弁護士への期待

Q: 弁護士に期待することがあれば教えてください。

A: 勉強して知識を得るよりも、障害者と直接会って知ること、相談が来た時に、慌てずに相手の状況を想像できるようになると思うので、障害当事者による研修はよいですね。障害者としても、自分たちの言葉で法律について説明できるように、勉強会など法律を学べる機会が増えるといいと思います。

【インタビューのコメント】

事前にご著書を読むなど準備しましたが、一緒に歩いて移動し、お話を聞く過程で自分の思い込みに気づかされ、直接会って知ることの大切さを痛感しました。



IV 発達障害者と合理的配慮

箕輪 優子さんへのインタビュー 「障害ってなんだろう」

【プロフィール】

横河電機(株) 人財総務本部に所属
1999年 横河ファウンドリー(株) / 特例子会社横河ファウンドリー設立に尽力、
横河電機(株) ダイバーシティ推進担当等を経て 2022年4月～現職

1 障害の特性を生かす

Q: 横河電機、横河ファウンドリーでの障害のある方の働きぶりについて教えてください。

A: 国内のYOKOGAWAグループでは、2024年6月1日現在、障害者手帳を持っている社員は139

名で、そのうち、私が設立に関わった横河ファウンドリーには知的障害や発達障害のある社員が29名働いています。特別支援学校在学中は、作業学習において「木工」や「はた織り」を得意としていた方、入社前までにPC操作や、アルファ

ベットの読み書きを学ぶチャンスが無かった方も、横河ファウンドリーではPCを使った仕事に就いています。いずれも特別な仕事ではなく、YOKOGAWA グループにおいて障害のない社員が担っていた仕事です。漢字の読み書きが苦手な方、スムーズに会話することが難しい方、PC操作の経験が全くない方でも、経験のないことにも興味を持ってチャレンジする意欲があれば、担える仕事はあると思います。例えば、“こだわり”の強い方は正確性という点では極めて優れていますが、文字が読めない、また読めても意味を理解することができない、長期的に記憶が保てない方は、紙面を電子化し、不要な紙面を廃棄する仕事においては、情報漏洩のリスクが極めて低いと言えます。横河ファウンドリーにおいても、障害の特性や得意なことを生かして仕事をしています。

2 分からないのは教える側の責任

Q：障害のある社員も活躍し続けるために、どのような点を心掛けていらっしゃいますか。

A：企業ですので、社員へは賃金を支払うこと、会社としては利益を生むことが前提です。そのためには「障害があるからできない」のではなく、誰もが品質や効率を維持・向上できる環境を整えることが重要です。社員一人ひとりが持っている力を常に100%引き出すために、併せて成長し続けるためにどうしたらいいのかを考えることも人事の仕事です。

「発達障害は****」という先入観や固定概念ではなく、目の前にいる個人の特性に応じて、平易な言葉、文字、図を用いるなど「正しく伝わる」よう最もふさわしいコミュニケーションの方法を考えます。障害の有無にかかわらず、入社直後や配置転換直後は誰でも「初心者」です。経験がないために、スムーズに指示を理解することが難しいという状況もありますし、説明や指示の内容、既存マニュアルが適正かの検証も重要です。一方的に「障害があるから理解できない」と決めつけることのないよう十分に留意する必要があります。

。「できるように教える」ことが「教える側の責任」ですね。

3 障害は関係ない

Q：何か合理的配慮をしなければならないと難しく考える人もいるかと思いますが。

A：コミュニケーションをとるときに、お互いに、相手の話を聞こう・相手に伝えようという姿勢が大切で、障害の有無は関係ありません。例えば、選考プロセスにおいては書類で判断せず、まず会って話を聞いてみるのが大事です。応募者の方が安心してコミュニケーションをとれるよう、まずは、アイスブレイクとして、面接官から、自分の趣味や最近嬉しかったことなどを含めた自己紹介をし、応募者との心理的距離を縮める工夫も大事です。もし、応募者が自分の「好きなこと／やりたいこと」をわかっていない場合は、例えば「PCを使った仕事では“文字入力”と“英数字入力”どちらが得意か／チャレンジしてみたいか」など内容が少しだけ異なる選択肢を並べ「希望に近いのはどちらか？」を繰り返していくと、真のニーズに近づいていくと思います。また、例え話や専門用語を避け、できるだけシンプルに伝えるように工夫をしています。今は「合理的配慮」といわれるようになりましたが、いかに丁寧に伝え、相手に理解していただくか、相手が本当に伝えたいことは何かを理解しようとするのは当たり前のことで、障害の有無とは関係なく、弁護士の皆さんも日常的に行っていることではないでしょうか。

【インタビュー者のコメント】

「分からないのは教える側の責任」、「障害があろうがなかろうが、目の前の人に、いかに丁寧に伝え、相手に理解してもらうかは、当たり前のこと」とのお話は、弁護士が相談者に接する場合の気づきになるのではないのでしょうか。

七 参考情報等

1 改正障害者差別解消法の考え方等が解説されているウェブサイト情報です。

内閣府ウェブサイト

- ① 「基本方針」（障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針 2023年3月14日閣議決定）
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/kihonhoushin/r05/pdf/honbun.pdf>
- ② 「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/taioshishin.html>
- ③ 「障害者差別解消に関する事例データベース」
<https://jireidb.shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>

2 参考文献

差別解消法の合理的配慮義務化の機会に発行された書籍として次のものがあります。

さらに学びたい方は参考にしてください。

- ① 「事例からわかる相談担当者のための障害者差別解消ガイドブック」
 （日本弁護士連合会人権擁護委員会 編・ぎょうせい 2024年）
- ② 「『社会モデルで考える』ためのレッスン 障害者差別解消法と合理的配慮の理解と活用のために」
 （松波めぐみ 著・生活書院 2024年）



【コラム】

田門浩会員が国連障害者権利委員会の委員に選出！

障害者の権利に関する条約（略称「障害者権利条約」）を締結した各国の報告を審査する国連の障害者権利委員会の委員（改選9名）の選出選挙が2024年6月実施されました。日本からは田門浩会員（50期）がトップ当選しました。任期は2025年1月から2028年12月です。

田門会員は、ろう者でもある弁護士として、多くの障害がある方の権利を守るために尽力してきました。当会は世界の障害者の人権の進展のために活動する田門会員を応援しています。

八 特集のまとめ

障害当事者の柳匡裕さん、山田悠平さん、大石垂矢子さん及び現場の最前線で支援されている箕輪優子さんの話は、読者のみなさまに、障害のある人との接し方、合理的配慮に関して、とても有意義な視点を教えてくれたのではないのでしょうか。

4名のみなさまとも、弁護士が障害について学び、活躍することを期待しています。

私たち弁護士・弁護士会が障害の有無にかかわらない真の共生社会の実現に少しでも寄与するよう、研鑽しながら日々の業務を遂行してまいります。

俳優・歌手

井上 芳雄さん

ミュージカルを観劇したことがありますでしょうか。デビュー以来、その人気に火を付け、ミュージカル界を牽引し続けた井上芳雄さんのインタビューをお届けします。井上芳雄さんの歌や演技に対する、こだわりや努力の一端に触れ、ミュージカルの魅力を感じることができました。ミュージカル、舞台演劇に興味をもっただけのきっかけとなれば幸いです。

聞き手・構成：富田 寛之、石原 修、坂 仁根



— 『ムーラン・ルージュ！ザ・ミュージカル』お疲れさまです。

ありがとうございます。ご覧いただいたんですか。

— とても素晴らしかったです。

ああ、うれしいです、そう言っていたら。昨日、無事全部終わったので、すがすがしく感じています。

— どういうきっかけで音楽を始められたのですか？

両親がクリスチャンで教会に通っていて、だからもう生まれたときから教会には行って賛美歌を聴いて、幼稚園ぐらいから子供聖歌隊でずっと賛美歌を歌っていました。なので、もう小学生ぐらいには歌を歌うのが好きというか、得意な感じでしたね。

— ミュージカル俳優になることを、早い段階からお考えになったのですか？

そうですね。小学校4年生ぐらいに『キャッツ』というミュージカルを見たときに初めて自分が、ミュージカル俳優というものに、得意な歌を使ってなれるかもしれないと思ったんです。

— 『キャッツ』のどの辺に惹かれましたか？

世界観が『キャッツ』は独特じゃないですか。別世界に連れていってくれるみたいな経験も初めてだったので、そこにすごく惹かれたんでしょうね。あとは『メモリー』という曲があるのですが、思いがけず『メモリー』をすごい熱量で歌われて、初めて感動というのを認識したのがそのときでした。理屈じゃないというか、何か分からないけど泣きそうだなみたいな。本当に初めての体験が『キャッツ』で、そこで感動したので、これは何なんだろうというのがすごく大きかったんだと思います。立場の弱い人とか、今は老いてしまったり、衰えてしまった人が、でも歌を通して、もっとこうしたいんだという強い思いを表現するのがミュージカルの1つの素晴らしいところだと思うので、そのエネルギーに感動したのかなという気はしますね。

— 「台詞、何で音楽に乗せるの？」という質問がありますよね。一般演劇とミュージカルの違いは、どのようにお考えですか？

ドラマを伝えるという意味では、一緒なんですけど、ミュージカルは、歌って踊ってお芝居もする。よりや

ることが多くて大変というのはありますね。でも、その分、伝える力は強いし、何か感動してしまうようなエネルギーはあると思うんですね。逆に、リアルではないところもあって、飛躍というか、ジャンプアップするので、それを音楽を使ってやっているんですけど。でも台詞だけのストレートプレイだと、リアルなところをもっと強みとして深掘りしていきける、人間の醜い部分も描くことができる。それはミュージカルも描けるんだけど、ストレートプレイの方が人間とは何だみたいところは探れるのかなと思います。あとは、ミュージカルだと、特にソロとかは、『メモリー』もそうなんですけど、自分がこう思っているんだという、普段の生活の中で声に出さない声が出るのが強みかなと思いますね。心の声というか、本来ならば誰にも打ち明けることなく人生を終えてしまったかもしれないような思いを、お客さんにだけ教えてくれる。それがリアルではないんだけど、でも本当の気持ちだから、何よりも真実だというのがミュージカルの強みかなと思うんですね。

——ミュージカル俳優を目指す方法として、どういう道を歩まれたんですか？

劇団四季の俳優さんの経歴を見て、東京藝大出身という人が多かったので、ここに行けば何か四季に行く道があるのかなと思って、藝大を目指しました。踊りもやったことはなかったのですが、中学生からジャズダンスのスクールを探して行って、歌も個人の先生に習い始めました。

藝大に入って、2年生の途中でミュージカル『エリザベート』の演出家の小池修一郎さんという方が特別講義みたいなのをしてくださったときにご縁ができて、オーディションを受けました。元々劇団四季を目指していたのですが、そこから思いがけず、『エリザベート』に出演することになりました。

——『エリザベート』で、演技についてはどのように対応されたのですか？

ミュージカル俳優を目指している中で、気持ちだけはたっぷりあって、頑張ればできるかなと思ってはいたんですけど、演技は、すごく判断が難しいところがありました。歌だと音が合っていなかったらすぐ分かっちゃうんですけど、お芝居って台詞を覚えて言えば、ぱっ

と見、分からないというか。でも、そこがすごく怖いところで、本当に相手に伝わっているかとかいうことはやっている本人も分からないし、一番難しかったです。だから最初は勢いでやらせてもらっていたんですけど、役が大きくなったりするうちに、何かもう自分の手に負えないというか、自分の実力ではこれはできないというのは、痛いほど分かったので、そこからはお芝居をやりながら勉強したという感じでしたね。

——舞台や役で、特に印象に残っているものはございますか？

きっかけになったという意味では、井上ひさしさんの『組曲虐殺』という戯曲で、小林多喜二さんの役をやらせてもらったことがありました。ミュージカルではなかったんですが、でも歌もあって。小林多喜二って名前は知っていたけど、どんな人かはよく知らなかったし、よく調べてみたら、ものすごい人生を送った人だったんですね。そのときの自分の思想を曲げずに命を落としたというか、拷問されて獄中死していたんです。僕の演技力じゃ、こんな大きな人を演じられないと結構悩んで。でもなんとかして伝えたい。自分がうまい、下手とかいうよりも、彼が生きて伝え、残したかったことを自分たちが今の時代につなげていくことが演劇の1つの使命でもあるので、もう下手でもいいから頑張ろうというふうに思えたのが、その役でしたね。

——その役を通じて、演技力が鍛えられたんですね。

最初の頃は、演出家に演技のダメ出しをされても、どうしたらいいのか分からない、才能がないのかなと思っていました。だから一個一個ですかね。先輩からのアドバイスとか、経験とか、ボイストレーナーの安ますみ先生に教えてもらったりもしていたんですよ。

——歌の先生に演技を教わったのですか？

安先生に、まったくお芝居が分からないんですよと言ったら、台本に全部書き込んでくれて。安先生の理論だったんですけど、距離感が全部それは違うはずだと。1のエネルギーでいるときもあれば、遠くの人には5のエネルギーを使うときもあるかもしれない。あなたは全部同じ距離感で言っているから、全部分けなさいと、数字を振りなさいと言われて、夜中までやって、次の

日、それでやったらよくなったなと皆さんに言われたんです。

—— 著名な役を演じてこられました。役や歌によって役作り、歌唱法などを変えたり工夫したりすることがありますか？

役作りができるほど演技の経験も、知識もなかったので、その都度、演出家がこうしてみたい、こうしてみようよ、と言われたことに全力で応えるようにしてきましたんですけど、『エリザベート』は最初ルドルフという役で、今はトートという役ですが、全然タイプの違う役なんですよね。ルドルフは、青年が不安の中でもがきたいな役で、デビューしたときの、僕はそういう状況だったから、本人と役が合ったということだと思うんですけど。トートは死神で、この世のものでもない雰囲気があって、カリスマ性もあるし、妖艶でもあるし、何かそういう感じの役は、それまでやったことがなかったの。

だから、試行錯誤もしました。同じ役を3回ぐらいやらせてもらっていますが、その都度、何か変わってしまいますね。変えようと思っているわけでもないんですけど、結果違う。毎回そのときの自分を反映したトートになるんでしょうし、それが面白いのかなと思う。相手役の人とやっている中で生まれるものを膨らませていく方が、うそはないのかなという気はします。

—— 相手役との関係性で変わってしまう、変わっていくことはありますか？

僕も最初分からなかったんです。自分で台詞を覚えて、自分のタイミングで台詞を言うというのが主な仕事だと思っていたんですけど、今、思うのは、自分が台詞を言うよりも、相手の台詞を聞く方が難しいと。自分たちが自然にやっていることなだけで、それを意識的にやろうとすると、ものすごく難しいし、複雑なことをしているんだと思うんですよ。芝居では、何十回も同じ会話を毎日するんですけど、それを新鮮にやるには、すごく技術、相手が何て言っているかを聞くことに全神経を集中していて、その結果、何か自分からも何かしら出るみたいなの積み重ねで1個の舞台ができているんだと、今は思っています。

—— 今後やってみたい舞台とか役はありますか？

やりたい役も好きな作品もあるんですけど、ご縁だから、どんなにやりたいと言ってもやれない役もあるし、ひよんなことでやれちゃう役もあるし、あんまりそこに固執しない方がいいのかなという気はしています。来年やる『二都物語』という舞台も、12年前にやって。大好きな作品だったんですけど、再演の話もなかったのですが、巡り合わせで、来年やることになって*1。でも、日本のミュージカルというのをすごく愛していて、もっともっと広げていきたいというのがあります。

最近よく韓国に行くんですけど、韓国の方がミュージカルの教育などの点で日本より先をいっているように感じますね。日本は、ミュージカルに関して、教育とか人を育てる統一された仕組みが、確立されていないんですね。劇団四季の人がいれば、宝塚もいて、僕みたいに演技をやったことがない人もいるし、それぞれの演じ方で集まってやっているのが面白さではあるんですけど、効率が悪いというか、足並みがそろいにくいんですよ。

個性はあっていいと思うんですけど、最低レベルのメソッドとか、共通認識みたいなのはあった方がいいんじゃないかなと思っていて。韓国は、欧米のメソッドを持って帰ってきて、それを活かしてやっているの足並みがそろっているんですよ。僕がそういうのを整える役割ではないかもしれないんですけど、もっと日本のミュージカルが発展していくためには、そういう準備も必要んじゃないかなと思います。そういうお手伝いをしたり、新しい作品と一緒に作ったりしたいなど。

—— 最近、ミュージカルで、ポップス的な歌い方をされる方も多かったりするのかなというふうに感じっていますが、何か意識されているところはありますか？

そうですね。変わってきているところもあると思いますね。やっぱりミュージカルで使われる音楽のジャンルも変わってきていて。だからミュージカルはその都度、歌い方もそこに合わせていかなきゃいけないので大変なんですけど、でも基本のメソッドがちゃんとあって、それプラス、ロックを歌うにはどういう技術が必要なのか、ポップスだったらどっちの方向がいい

*1：このインタビューは2024年9月29日に行われた。

のか、クラシカルなものはどうしたらいいのかというのに対応していけば本当はいいと思うんですけど、なかなかまだそこまで、僕も含めていってないの。

安先生以来、長期間先生に付いたことはなかったんですが、2024年から韓国でレッスンを受けています。韓国でのレッスンは、方法論が違うというか、クラシック出身の先生なんだけど、大きな声を出さなくていいし、マイクに乗る声をつくりましょうと言う。照準を合わせているんですね。日本は、そこがまだ、ばらばらというか、そういう人もいるけど、クラシックみたいに歌う人もいるし、逆に声が小さい人もいるという感じですね。

——『ムーラン・ルージュ! ザ・ミュージカル』は全編歌がポップスですが、井上さんの舞台を観たときに、ミュージカルとして、芯がちゃんとある、出演者の皆さんが、井上さんが出たことによって、全員がひとつ、筋が通っているように感じられて、素晴らしかったなと思いました。

いや、うれしい、すごくありがたいです。僕もそうだったらいいなと思ってやっちはいるんですけど。でも逆に言うと、ミュージカルの歌い方ってこれですというのはないので、自分が思う歌い方を体現するしかないんですけど、作品によって違うから、僕の歌い方がフィットするものもあれば、ちょっとやっぱりクラシックっぽく聞こえたり、もうちょっとポップスでというか、そういう話ももちろんされるし。でも、それぞれが思うミュージカルでの歌い方、歌唱というのを、みんな追求しているんじゃないかなと思いますけどね。答えがない問いではあるんですけど。

—— 弁護士についてどのような印象を持っておられますか？

僕は、『行列のできる相談所』に出演していますが、弁護士さん達が、1つのテーマについて討論されている回があります。同じテーマでも解釈というか、弁護士によってこんなに違うんだという点がとても印象的でした。

皆さん法律を勉強されていて、事例も分かっていて、足並みがそろおうのかなと思ったら、真反対の答えが出てきたりするんですね。すごく驚きました。

あと、ドラマでヤメ検の弁護士をやったことがあって、役作りで裁判を見に行ったんですよ。それがやっぱりすごく印象的でした。その裁判はめっちゃくちゃ淡々

としていて、何かこの人が人を殺したようにも見えないし、異議ありとかも言わないし、声を誰も荒らげないし、淡々と進んでいって、認めますみたいな感じで終わって行って、逆に生々しいなと思って。

自分とは別世界なところで、ドラマチックな裁判って行われているのかなと思っていたんですけど、実際はとても日常の延長線上にあって、犯罪も日常の中で起こるわけだろうし、それを弁護する人も裁く人も淡々としていて、お仕事の一環としているんだというのは何かびっくりしました。お芝居にも、参考になるような。どうしても、異議あり! という感じのドラマチックなお芝居をしちゃう気もするんですけど、そればかりじゃないというか、そうじゃない方が多いんだろうなという気がしましたね。

—— 弁護士にこうあってほしいとか、期待していることはありますか？

僕は幸い、まだそこまでお世話になったことはないんですけど。でもいつどうなるか分からないですし、やっぱり僕たちの味方というか、市民の味方であってほしいなというのは思いますね。依頼者を徹底して弁護するということ自体が、市民を守っていることにつながるんでしょうし、やっぱりそこは死守していただきたいなと思いますね。

だから、ちょっとミュージカルと似ているけど、敷居の高さも何かあるような気はしますね。ちょっとドアをたたきにくいというか。

—— 確かに。弁護士事務所に行くって、ハードルが高いですよ。

何かちょっと困ったときに相談できるという存在でいていただければ、すごくありがたいなと思います。僕たちがやっているミュージカルも、そんな風に気軽に見に来てもらえるような場でありたいです。

プロフィール いのうえ・よしお

1979年福岡県生まれ。東京藝術大学音楽学部音楽科卒。大学在学中に「エリザベト」皇太子ドルフ役でデビュー。以降、高い歌唱力を生かし舞台を中心に活躍、数々の演劇賞を受賞。近作に、『ラグタイム』『ジェーン・エア』『メディア/イアソン』『ムーラン・ルージュ! ザ・ミュージカル』など。また、音楽・バラエティ番組でも活躍。レギュラー番組、TBSラジオ「井上芳雄 by MYSELF」、BS-TBS「美しい日本に出会う旅」、NHK総合「はやウタ」、日本テレビ系「行列のできる相談所」、WOWOW「芳雄のミュー」が放送中。

「東京弁護士会法律事務所インターンシッププロジェクト ～弁護士の仕事をみてみよう!～」開催報告

法曹養成センター 委員長代行 上田 貴之 (67期)

1 はじめに

この度、当会初の試みとなる「東京弁護士会法律事務所インターンシッププロジェクト～弁護士の仕事をみてみよう!～」を開催した。

本企画は、本年度当会会長の重要な注力分野である法曹養成において、①法曹に関心を持つ大学生に、当会会員の業務に間近で接する機会を提供し、「法曹」の具体的なイメージを持ってもらうこと及び②インターンシップを体験した学生に、職業としての弁護士の魅力を感じてもらう機会を提供し、法曹を志願する人材を増やすこと等を目的に「大学生に、当会会員事務所にて数日間のインターンシップを経験してもらう」ことを内容とするものである。

2 実施にあたって

初の試みであるため、まずは内容や応募資格者を検討することからスタートした。

参加者に良い経験・機会を提供するにはどうすべきか。応募資格をどこまで広げるか。実施時期はいつにすべきか…これらのほかに、通常の事務所でのインターンシップとは違う独自性を加えてほしい等の要望も増える中、“初実施企画”であり、受入会員事務所確保の困難さ等の理由から、まずは応募資格を「(当会が所在する)東京都内の法学部に通う大学2年生から4年生」に決定した。

その上で、当該資格者に想定される法律知識や就業経験の量等から、まずは守秘義務や利益相反等の弁護士倫理、事務所で働く際の最低限のマナーに関する全体ガイダンスを行った後、各事務所でのインターンシップを実施することとした。

また、法律事務所が各々行っているインターンシップとの違いを出すべく、当会法教育委員会へ協力を依頼し、同委員会が提供している「裁判傍聴プログラム」への参加日を設け、また、日本弁護士連合会とも連携し、(一定数以上のグループ・団体でしか申し込まず、学生単独では申し込

めない)日本弁護士連合会法科大学院センターが提供している「弁護士に会ってみよう!」プログラムにも参加できる機会も設けた。

さらに、参加学生同士の繋がりが作れる機会になれば、との思いから、学生が集まる場として懇親会等も設けるとともに、学生の学びを増大するための仕組みとして、参加レポートのフォーマットを提供した上で、作成を必須とし、全プログラム終了後に(漏洩等防止のため、受入会員の確認後)持帰り可能な資料とした。



3 応募状況

これらの準備を行った後、2024年6月中旬に告知を開始し、学生が定期試験前に申し込み切れるよう7月10日を期限(約3週間程度の応募期間)として募集を開始したところ、定員の倍以上の応募が様々な大学の学生からなされた。その結果、最終的には、受入会員事務所も増やし、東京都内の10大学から12名の学生を選出での開催となった(なお、応募人数比が男性1対女性2であったため、選考結果も当該人数比に従った)。

4 全体ガイダンス(8/16)

以上の準備等の下、まずは8月16日に全体ガイダンスを開催した。当初、弁護士会館で行おうとしていたものの、残念ながら台風7号が関東に最接近する予報が出され、急遽Zoomでのオンラインセミナー形式での開催となったところ、学生からは(台風の影響で仕方なかったが、との断りもありつつ)「初回のガイダンスの時にほかの学生と打ち解ける機会がもっとあれば良かった」との声が出た点は要反省・改善点であった。

5 インターンシップ(8/19～9/6のうち全5日間)、特別企画(8/29)

その後、会員事務所でのインターンシップの実施となる。各学生が一人ずつ、受入れに協力いただいた会員事務所に旅立つ本パートが、やはり、学生からは最も好評であった。

インターン実施期間が夏期休庭明けの裁判期日等が少ない期間ということもあり、学生を受け入れていただいた会員方には大変なご苦労をおかけしたものの、法律相談への同席に加え、民事・証人尋問や弁論準備手続への立会い、刑事裁判の傍聴と解説・質疑応答、紛争事案での物件明渡への立会いなど、弁護士でなければ行えない執務での経験のほか、提訴時の訴状、証拠等関係書類の作成(正副控・等と書面を作る)業務、住民票等の職務上請求、“23条照会”申出書提出業務等の、法律事務所特有の事務局業務等を経験した参加学生からは「自分の身近で気づかぬうちに色々な事件が起きていることが印象的でした」「事務員さんがあってこそ成り立つ職業であることが学べた」「笑顔で相談者が帰って行かれるのを見て、私は何もしていないけれど嬉しくなった」等の様々な声が上がった。

その間の8月29日に開催した特別企画では、学生は、朝9時に弁護士会館に集まり、法廷傍聴プログラムに参加した。まず、担当弁護士から基礎知識のレクチャーがあり、弁護士とともに実際の刑事裁判を傍聴。会館に戻って行われた弁護士との質疑応答は、予定時間を超過するほどの盛り上がりを見せた。その後、会長発案企画、かつ、本年度会長が当センター委員長代行経験者ということもあり、会長室にて上田会長とのランチ・質疑応答を行った。午後、前述の「弁護士に会ってみよう!」企画にて、複数の弁護士の働きぶりや活動内容を聞いた後は、ここでも本年度日弁連会長が当会の会員ということから、またも無理を言い、日弁連会長室に訪問させていただいた。



6 懇親会(9/10)

以上の各プログラムを経て、最後に、学生同士の体験を共有する場として懇親会を開催した。「インターンシップを受ける前は、弁護士の仕事は真面目に一人で取り組むという印象が強かったが、人との繋がりを大切に、思いやりをもって仕事に取り組むことが重要であるという点が、自分の中での印象が大きく変わった」「法曹を目指すなら、その中の弁護士という仕事を近くでみるができるから、時間を作って行った方がいいと思う。また、検察や裁判官についても弁護士から聞くことが出来るため、弁護士以外を目指していても行った方がいいと思う」「弁護士の仕事を見させていただいて、勉強に前向きになれた。がんばりたい」「今まで私は裁判官・検察官のどちらかを目指そうと思っていましたが、このインターンを通して弁護士も良いなど将来の選択肢を広げることができました」等の声が学生から多く上がり、本企画は盛況のうちに幕を閉じた。

7 終わりに

短い応募期間の中で応募し、積極的に全プログラムに参加した学生、短い準備期間、開催期間の中でご尽力いただいた会員方及び当会上田智司会長、淵上玲子日本弁護士連合会会長には、改めて感謝を申し上げ、本報告を終えたい。



シンポジウム「自治体における窓口対応についての実態と対策」実施報告

弁護士活動領域拡大推進本部 自治体連携センター 委員 石原 光太郎 (71 期)

2024年10月29日午後2時30分よりクレオBCにて、都内を中心に110名を超す自治体職員等の方々にご参加いただき、本シンポジウムを開催した。

1 基調講義

当会民事介入暴力対策特別委員会の園部洋士委員による基調講義「対応困難者への対応の基礎」では、不当要求（カスハラ）に対して組織的に十分な対策をすることが職員を守るとともにコンプライアンス違反を防止し、組織価値の向上につながるといった、不当要求対応の重要性が指摘された。

窓口対応においては、まず、不当要求か否かの判断について迷う場面が多いことから、判断基準について詳細に講義がなされ、組織として自信をもって対応すること、判断の上ブレ下ブレによるリスクはほとんどないなどの指摘がなされた。

また、対応の心構えとして、相手を納得させたりする必要はなく平行線になれば十分であること、組織的対応や警察等の必要機関と連携することの重要性が指摘された。

さらに、対応の記録化、対応時間を明確に区切る、言動に注意する、即答や約束をしない、「一筆」は書かない、決裁権者には対応させない、機を失わずに警察に通報することなど、対応における重要ポイントが指摘された。

最後に、ネット等に公表するとの脅し、会話の打ち切りのためのキーワード等、具体的事例の対応が詳細に講義された。

2 対応困難者への対応の寸劇およびその講評

続いて、当会民事介入暴力対策特別委員会の武藤慶委員、小路雄一委員、白又優理研修員、外山大地委員により、対応困難者への対応の寸劇およびその講評が行われ、生活保護費の過少支給に対する不当要求対応を題材に、悪い例と良い例の寸劇とその講評がなされた。

自らの主張を押し通そうとする不当要求者に対し、具体



的にどのタイミングでどのような対応をとるべきか、非常に理解が深まる内容であった。

3 パネルディスカッション

続いて、元東京都訟務担当課長の榎本洋一弁護士（第一東京弁護士会）、青梅市非常勤職員の中澤さゆり弁護士（第二東京弁護士会）、当会民事介入暴力対策特別委員会の高橋良裕副委員長、元八千代市職員、元千葉県職員である当センターの轟直也研修員をパネリストに迎え、当センターの澤村暁委員のコーディネートで、自治体の実情についてパネルディスカッションが行われ、①不当要求の判断基準、②時間を区切れない場合の対応、③録画等を要求された場合の対応、④SNS等にアップすると言われた場合の対応について、自治体経験等の豊富な各パネラーから、実務上の留意点等が議論され、参加者からも質問がされるなど充実したパネルディスカッションとなった。

4 まとめ

以上のとおり、自治体にとって対応に悩むカスハラがテーマだったこともあり、盛況のうち充実したシンポジウムが開催され、多くの参加者から高い評価を得ることができた。このような企画を契機として、弁護士会として自治体に有益な情報を適時に提供するとともに、今後、自治体法務に関し、自治体関係者と弁護士会との連携がより強化されることが期待される。

第39回 東京弁護士会人権賞 受賞者決定

副会長 二瓶 茂 (44期)

当会は、人権賞選考委員会の答申に基づき2024年度の人権賞受賞者を決定し、昨年12月6日に司法記者クラブで発表した。受賞式は2025年1月17日の当会新年式で行われる。受賞者の紹介は次のとおりである（敬称略）。

◎袴田 ひで子

袴田ひで子氏は、1966年に発生した袴田事件で強盗殺人放火事件の犯人として逮捕・起訴され、死刑判決が確定した袴田巖氏の実姉である。ひで子氏は、弟の無実を信じて半世紀以上にわたり救済活動を継続し、事件から58年後の2024年に再審での無罪判決を勝ち取った。

ひで子氏の粘り強く力強い活動は、弁護団、支援者さらにはマスコミをも動かし、冤罪に苦しむ人達にとって大き

な支えとなってきた。

ひで子氏は、2014年に巖氏が釈放された後は、活動の幅をさらに広げてきた。たとえば、他の冤罪被害者と交流し、冤罪撲滅に向けた活動や死刑廃止を訴える活動をしたり、各種団体が主催する市民フォーラム、学生を対象とした勉強会、市民交流会、研修会において講演したり、テレビ番組へ出演し、書籍を出版するなど、その活動は多岐にわたる。

また、近年は日本弁護士連合会主催のイベントや超党派の国会議員連盟等で、再審法改正に向けた活動も積極的に行うなど、活動の場を広げている。

以上の諸活動は、東京弁護士会人権賞の受賞に相応しい。

ミッションに向かって、共に



副会長 三枝 恵真 (55期)

主な担当業務: 財務、憲法、子ども的人権、人権擁護、会館、医療、厚生、会費減免、多摩支部、合同図書館、育英財団、むつみ会等

1 役員室の雰囲気

2024年度執行部の一員として始動してから早くも半年以上が過ぎました。就任後は、多くの時間を役員室で執務していますが、会長やほかの役員のお人柄を受けて役員室は人が集い語り合う雰囲気があります。今年度の役員を一言で表すなら、明るく、前向き、パワフル、と言えらと思います。

2 今年度のミッションに取り組む

今年度は、前年度に新型コロナウイルス感染症が第5類に移行し、弁護士会の活動が再び活発化した段階で始まりました。財政的には、財政改革の結果として全会員の会費2000円減額を実現、会費収入の減少を受けた後も黒字決算となり（黒字決算は5期連続）、健全な財政を維持しつつ残されたミッションに取り組むべき時期であると思っています。

今年度取り組んでいるものは、業務システム刷新、法曹養成、広報などいくつもありますが、私の担当分野では弁護士会館のための修繕積立金会計の在り方に取り組んでいます。

弁護士会館は20年目の大規模改修を終え、30年目以降の維持、大規模改修の在り方を考える時期となっています。当執行部では、今年度、過去の経過をふまえて一般会計から修繕積立金会計に11億円を繰り入れ、次年度以降は、一般会計から修繕積立金会計に毎年一定額を繰り入れることを提案し、意見照会や会員集会により、会員の皆様のご意見をお聴きしている段階です（意見照会を経て、会員集会を目前にした時期にこの原稿を書いています）。弁護士会館については、会館共用部のセキュリティ対

策強化の議論が進む中、当会専用部のセキュリティ対策の強化にも取り組んでいます。

今年度は、当会の課題について職員の皆さんと意見交換する場を設け（諸問題検討WG）、執行部と職員が共に考える体制を作っています。毎回多くの意見をいただき、執行部、会員と職員が共同して作り上げていくことの大切さを痛感しています。

3 日々の業務

日々の業務では、理事者会や担当委員会への出席、日々数十件ほどあがってくる決裁を行いながら、通年をかけた課題を進めています。また、各地の弁連大会に出席したり、他会との交流会もあります。他会との交流会では、地域、会員数などの違いはあってもそれぞれ抱えている問題は類似のものも多く学びがある上、役員同士の交流が深まるのは貴重な機会です。

4 チームで仕事をする充実と喜び

1年間、東弁役員としてチームで仕事をする事、職員の皆さんと一緒に働くこと、いずれも人生の糧となる得難い機会であると感じています。

今年度役員の間では、会務について忌憚なく議論するだけでなく、他愛もない話も楽しんでいます。日々勃発(?)する様々なエピソードを「2024年度10大事件簿」と称して笑い合ったりしています（詳細は直接お尋ねください）。

残りの任期において、与えられたミッションを実現し、良い形で次の執行部にバトンを繋げるよう務めたいと考えています。

常議員会議長席から

熟議によって担保される審議結果の正当性



常議員会議長 津村 政男 (37期)

今までのところ、常議員会には、オンライン出席者を含め毎回多数の常議員の出席を頂いている。オンライン出席の制度ができたことは、リアル出席が困難な常議員にも出席の機会を与える良い制度であると思う。欠席で済まらず、オンライン出席することに、出席者の熱意を感じるところがある。

また、本年度執行部は、毎回、会務活動を丁寧に常議員に報告し会務情報の共有に努めているほか、審理の時間短縮に拘らず、多様な意見に裏打ちされた熟議を望んでいる姿勢が見られ、好ましい。

常議員もこれに呼応し、議案によるが活発な議論を行っている。発言者の数は会務歴のある役員経験者が多いが、初めて就任した中堅常議員や若手新人常議員が発言してく

れると、新たな気づきもあり、審議に深みを増すことになる。議案に対する反対意見も貴重であり、多様な意見を闘わせて、議論を深化させ、熟議によって得られた審議結果は、正当性を担保されるものと考えている。

議長としては、執行部からは分かりやすい議案の説明を、また、常議員からは多様な意見を導き出すべく努めてきたつもりであるが、今後も同様に努めるつもりである。

ある会合で役員経験のある常議員とご一緒したときに、本年度の常議員会の感想を聞いたところ、これまで何回か常議員を経験してきたが、議長がこんなに発言するのは初めてと言われた。複雑な思いであるが、今後もこれまでのスタンスを変えずに議長職を務めていきたいと思う。

副議長席から見える風景



常議員会副議長 町田 正裕 (45期)

「数える度に雷鳴がとどろく、数えるのが大好きな某英語教育番組のカウント伯爵のように、出欠賛否を正しくカウントし、審議の円滑かつ公正な進行を補佐します」との就任宣言はもろくも崩れ去った。出欠は事務局が教えてくれるし、決議はだいたい全会一致だ。皆さん事前準備で決議事項の趣旨をよく理解していて、出てくる質問は適切だし、意見は委員会経験者などによる趣旨が明解で正確な補足が多く、全く審議の邪魔にならない。さすが会員の代表者たち。勉強熱心で真面目だ。

そんなわけで副議長は寡黙だ。「本日の出席者数〇〇名、定足数に達しております」で、その日の発言は終わる。大勢の前で発言したのは、大運動会での万歳三唱くらいだ（これも議長に差し支えがあったから）。

しかし、何もしていないわけではない。進行案をチェックし、事前の正副議長会議では適切円滑な審議に資するための意見を（たまに）述べ、当日は常に会場をキョロキョロ見渡し（会場は広い）、リモート参加のモニターをチラチラチェックして（遠近両用眼鏡は必須だ）、決議に瑕疵がないように密かに静かに注意している。

そうすると、壇上からは常議員の様子が実によく見える。発言者を睨む人、パソコンを注視する人、腕組みをして考え込む人、そして深く頭を垂れている人。

いずれにしても、我が会の常議員会は、多くの構成員の努力（それも無償の）により、極めて正常に機能していると言える。それは端から見ていて大きな感銘を覚えるほどだ。会員の皆様も、どうか安心されたい。

島根あさひ社会復帰促進センター見学記



2024年10月1日、島根あさひ社会復帰促進センター（以下「センター」という）を見学した。

1 センター概況

センターは、浜田自動車道を挟んで、刑事施設エリアと地域交流エリアとがあり、地域交流エリアには認定こども園、盲導犬訓練センターなどがある。

センターは、2001年頃の刑務所過剰収容を受け、総合規制改革会議で民間介入が議論され、2008年にPFI（Private Finance Initiative）方式で運営を開始した。なお、2026年3月末にPFI方式は終了予定である。

センターは、国と民間で組織され、官民共同運営、地域との共生、人材の再生、受刑者の再犯防止を掲げている。国の職員は185人、民間は337人である。

受刑者（センターでは訓練生と呼ばれる）は定員が2000人で、現在は825人程度（収容率40%程度）を収容している。

収容対象者は、犯罪傾向が進んでいない男子受刑者（A、YA）と、特化ユニットで身体障害者など特別なケアを必要とする者も一部収容している。

受刑者の平均年齢は、35.4歳と若く、収容期間は平均3年5ヶ月、最長8年、最短10ヶ月である。収容罪名の上位3つは、窃盗が35.2%、詐欺が24.9%、強制性交が5.9%である。覚せい剤事犯が入っていないのが特徴的である。93%が仮釈放となり、執行刑期は82%である。

2 センターでの処遇や作業

修復的司法、TC（Therapeutic Community、回復（治療）共同体）と認知行動療法を教育プログラムに活用しているということであった。

修復的司法は全てのプログラムで意識され、TCについては、

刑事法対策特別委員会委員長 神谷 竜光（67期）

映画「プリズン・サークル」でも紹介されている。このほか、動物介在プログラムや、地域の人との文通もなされている。

センターでの作業・処遇として特徴的なものは、点字翻訳や山森育成課、GPSを使った施設外作業もある。

3 センターの施設見学

収容棟は、ループ上の廊下を囲うように配置されており、部屋は個室で、窓に格子はない。センターの周囲には塀がなくフェンスであるため、開放的に外が見えるようになっていた。

訓練生の購入したい物品については、指紋認証によるキオスク端末でもって購入ができるようになっている。

収容棟での食事は、ホールで行えるようになっており、開放的であった。ただ、席は場所が決まっており、会話は余暇時間でないと禁止されているとのことであった。

訓練生は、衣服にICタグが装着され、これにより、職員との同行なく、独歩で移動できるようになっている。

作業としては、金属塗装、ハンガー組み立て、木工、果物のピーリングなどを見学した。

保護室の収容は見学当日は0人で、保護室の窓からは外が見えるようになっていた。

4 質疑応答の一部

訓練生の呼称に「さん」をつけることは、昨年度から訓練生がいない場所でもそのように呼ぶようになり、職員間でも普及しているという。

センターでは訓練生の位置情報の把握にICタグやGPSが活用されているが、運営開始後、逃亡事故はない。

PFIは、2026年3月末で切れることになるが、公共サービス法に基づき、連続性をもって今後も継続する予定であるとのことだった。なお、その場合でも、巡回については、民間職員から国の職員に変わるとのことであった。

5 さいごに

センターでの処遇は世界にも誇れるものであることがセンター長からは語られた。他の日本の刑務所にもこのような処遇の在り方が広がることを願い、見学を終えた。

今こそ変えるぞ！ 再審法

第4回 再審請求審における証拠開示

再審法改正実現本部 委員 伊藤 修一 (59 期)

1 証拠開示の必要性

再審が開始されるためには、その要件が満たされなければならないところ、現実には、「無罪を言い渡すべき明らかな証拠をあらたに発見したとき」（刑訴法435条6号）を根拠に申立てがなされている場合がほとんどである。つまり、再審を請求する側に明白性のある新証拠を提出する義務があることになる。しかし、有罪判決を受けて服役中の者が、または死刑判決を受けて拘留中の者が、新たな証拠を発見・提出することは極めて困難と言える。他方、捜査段階で捜査機関が収集した証拠が確定審で使用されれば、その証拠は有罪判決確定後一定期間保管され、閲覧が可能であるが、有罪判決確定後に公判未提出記録や証拠の開示に関する手続を定めたルールが日本にはない。しかし、公判未提出記録等の中には、無罪方向に導く証拠も数多く存在している。そうであれば、無罪の救済を目的とする再審制度においては、再審を請求する段階から請求人が当該証拠にアクセスできるようにしておかなければ、充実した審理を行うことなどできず、再審制度自体が機能しないことになる。こうしたことから、再審請求段階でも証拠の開示が必要となるのである。

2 反対論

以上の理解に対し、反対する意見もある。①再審は請求審も含め、通常審とは異なり当事者主義的訴訟構造を有していない、②むやみに証拠の開示を認めると関係人のプライバシーを侵害するおそれがある、というものである。しかし、①証拠開示の制度は、当事者主義・職権主義と直接の関係性を有しない。このことは、2004年の刑訴法改正における通常審における証拠開示規定の導入の際にも前提とされていた（ちなみに、職権主義を採用するドイツでは、弁護人に証拠の閲覧等、証拠にアクセスできる権利が認められている）。また、②関係人のプライバシー等の問題は開示

の基準、手続を整備することで対応することが十分可能である。これらのことからすれば、再審請求段階において証拠開示を認めるべきでないという反対論には理由がないのである。

3 証拠開示の重要性

現に、証拠へのアクセス、証拠の開示により充実した審理がなされ、再審開始となった事例も多い。弁護人が検察庁に出向き、証拠物を閲覧したところ、自白と矛盾する証拠物を発見したことがきっかけとなり、最終的に再審無罪を勝ち取った松橋事件^{まつばせ}、裁判所からの証拠開示勧告を受け、検察官が約600点にわたる証拠を開示したところ、5点の衣類のカラー写真をはじめ無罪方向に働く有力な証拠が数多く見つかり、最終的に再審無罪を勝ち取った袴田事件。他にも、東電OL事件、布川事件、2024年10月に再審開始決定が出た福井女子中学生殺人事件も証拠開示が重要な役割を果たしているのである。

4 終わりに

現行刑訴法では、再審手続に関し、証拠開示を定める規定がないことから、裁判所の訴訟指揮によって証拠開示が行われるという運用がなされている。しかし、このような実施方法では、裁判所の訴訟指揮が積極的か消極的かにより証拠開示の有無が決まり、最終的な判断に差が生じるという、いわゆる「再審格差」が発生してしまう恐れもある。

再審が裁判制度の一環として存在する以上、その審理は、裁判といえる程度の、あるいは裁判という名に相応しい充実したものであることが予定されているはずである。このことは再審公判のみならず、再審請求審の段階においても同様である。再審における充実した審理、再審格差の是正のためには、証拠の開示が不可欠なのである。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第30回 新憲法と弁護士会～弁護士法制定の経緯～

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 水上 博喜 (46期)

1 新憲法制定と弁護士会

終戦を迎え、日本政府はGHQから司法の民主化を含む憲法の改正指針を示され、昭和20年10月13日憲法問題調査委員会を立ち上げたが、弁護士委員は含まれていなかった。これに先立つ9月24日、当時の大日本弁護士会連合会は法曹一元を含む司法制度改革の建議を行ったが、憲法問題調査委員会はこれを採用しなかった。その後も大日本弁護士会連合会、帝国弁護士会、日本弁護士協会及び当会は、法曹一元の建議をしたが、政府、衆議院及び貴族院の採用するところにはならず、昭和21年11月3日新憲法が公布された。

2 司法制度の改革と弁護士会の改正案

他方、司法省は昭和20年11月9日司法制度の民主化のために司法制度改革審議会を発足させた。東京三会の会長が委員として参加したが、法曹一元は否決された。ただ、「近い将来に法曹一元の実現の準備をなすべきこと」との付帯決議が議決されたことは特筆に値する。

また、GHQによる裁判所構成法修正提案を受けて、司法省は昭和21年6月13日に臨時司法制度改革準備協議会を立ち上げた。議案の中に裁判所及び検察庁の組織・権限と弁護士制度があった。東京三会は、法曹一元案、弁護士の公共的性格、弁護士会の自治の確立等の改革意見を強調したが、同協議会でも結論が出ず、後の司法法制審議会に回付された。

昭和21年7月3日、政府は臨時法制調査会を設置し、また、司法省は同月9日に司法法制審議会を設置したが、いずれも委員の大半が官僚であったため、法曹一元制度は希望意見とされたのみで実現されなかった。そして、昭和22年3月6日に現行のキャリアシステムによる裁判所法が成立した。

当会は、上記の流れの中で、法曹一元制に備えて弁護士法改正準備に関する準備委員会を設置した。更に、多数の当会会員が参加した日本弁護士協会は、同年6月30日に法曹一元を目的として創立総会を行い、民意に基づく法制の全面改廃と法曹一元を求める決議を行った。

3 弁護士法成立の経緯とその意義

昭和21年9月20日、弁護士法改正問題に関する弁護士側からの強い要請に基づいて、司法省は弁護士法改正準備委員会を設置した。委員の過半数は弁護士及び弁護士出身の次官及び検事長によって構成された。

これに先立ち、東京三会は、臨時司法制度改革準備協議会に対して弁護士制度について、弁護士の公共的性格の確認、強制加入制度、弁護士会の充実及び弁護士会の自治を骨子とする意見具申を行った。これを受けて弁護士法改正準備委員会は、昭和21年9月25日弁護士法改正要綱案を作成し、東京三会も改正要綱案を提出した。昭和21年11月13日、弁護士法改正準備委員会は弁護士法改正答申案を可決し司法大臣に提出した。

しかし、司法省・裁判所は、特任判事・副検事に弁護士資格を与えないこと及び任地開業の禁止について反対論を唱え、商工省・大蔵省・特許庁は、弁護士が弁理士及び税務代理士の職務ができることに反対し、最高裁は、憲法77条に基づき、弁護士に対する規則は最高裁の専権事項であるから同改正案は憲法違反である等、関係各方面からの反対論が噴出したため、司法省は弁護士法改正の国会上程を断念した。

政府による弁護士法改正が望めなくなったため、弁護士出身の国会議員を中心として議員立法による改正活動が展開された。これを受けて司法省もGHQと折衝し改正の整理案を作成した。GHQもおおむね好意的であったことから、衆議院法務委員会内に「弁護士法改正法案起草委員会」が設置され、昭和24年4月5日に改正法案が確定し、同年5月10日衆議院本会議を通過した。もっとも、参議院において①弁護士が税理士、弁理士の業務を行うことができるの条項の削除、②衆参法制局参事を5年以上務めた者に対する弁護士資格の付与等の修正案が提出されたが、衆議院で否決され、当初の改正法案が可決された。

ここに至って民主的かつ自由主義的な弁護士法が成立したのである。

第6回 法律事務所とコミュニティオーガナイズング②

— 全ての人全ての人を支え合う豊島方式は実現可能か —

公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人東京パブリック法律事務所

長谷川 翼 (69期)

1 祈る女の子

ある学習支援教室の話だ。いつも元気に通ってくる女の子が最近は元気がない。何やら熱心にお祈りをしている。心配したボランティアの学生が何をお祈りしているのか尋ねた。女の子は「お母さんが連れて行かれぬようにお祈りしているの」と答えた。

女の子の父は日本国籍、母は外国籍で「日本人の配偶者等」という在留資格で在留していた。父は、お酒を飲む度に母に暴力を振るい、「離婚したら日本にいらなくなる」「親権も失うことになる」と話していた。これを聞いた女の子は、お母さんがどこにも連れていかれないようにとお祈りをしていた。

もっとも、法的に見ると、離婚をしたとしても母は「定住者」の在留資格を得ることができた。親権を失う可能性も極めて低かった。この母は「法的に救われるべき人」だった。それにもかかわらず、法的アドバイスを求めることができなかつた結果、DVに耐え生活をしてきた。私たちはこれを「司法アクセス」障害と呼ぶ。

2 「司法アクセス」障害と「冰山モデル」

私たちパブリックは、この「司法アクセス」障害解消のために設立された法律事務所だ。「司法アクセス」障害とは、言語や障害、生活困窮などの要因から弁護士に辿りつくことができない結果、法的に救われるべき人が救われないという問題だと考えられてきた。この間、私たちは、「法的駆け込み寺」を標榜し弁護士の敷居を下げる、弁護士にアクセスできない人のところへアウトリーチするなど、「法的に救われるべき人」にいかにお祈りするか工夫を凝らしてきた。その結果、私たちは、多くの「法的に救われるべき人」に出会い、同時に、法的課題はその人が抱える困難の氷山の一角に過ぎないことを知った。

図1 「冰山モデル」



(筆者作成)

例えば、祈る女の子のケースでは、私たち弁護士には離婚や在留資格という法的課題が見える(図1)。しかし、その背後には、DVや経済的困窮、言語や文化の違いなど様々な困難が潜んでいる。そして、最も深層には「孤立」というそれを生み出す社会側の構造の問題がある。

3 「孤立」を解消するために必要なもの

このような複合的な困難に対応するため、私たちは、行政やNPOなどその他の困難を支える支援者と連携を深めてきた。そして、支援者の姿から、私たちは「孤立」を解消するために必要な2つのことに気が付いた。

1つは「横」の繋がりをつくることだ。

豊島区内の支援者のネットワークは、子どもや外国人などの分野ごとに「縦」に発展を遂げてきたが、分野間の交流の機会は乏しかった。そのため、本人の抱える複合的な困難に直面した支援者は、その複合的な困難を自分たちだけで支えざるを得ないという状況に置かれ、本人とともに孤立していた。必要とされていたのは、支援者間の「横」の繋がりを作ることだった。

もう1つは、本人の「味方」と「出番」をつくることだ。

あるおじいさんの話だ。そのおじいさんは貧しい家庭に生まれた。家業を手伝っていたので、学校に行く

こともできなかった。そんな環境に嫌気がさし、中学校卒業後にヤクザになった。礼儀が重んじられるヤクザの世界では大量の年賀状を書く。宛名を書く係だったおじいさんは字が上手かった。ヤクザを辞めたおじいさんは、その達筆を見込まれある仕事を任された。学習支援を卒業する子どもたちの卒業証書を書くことだ。子どもたちやボランティアから感謝されたおじいさんは、今では子ども食堂へ食材を運搬し、困窮世帯向けに配られる食料の袋詰めをしている。

4 「としま包摂ネットワーク」とは

2023年10月、「としま包摂ネットワーク（以下「包摂ネット」という）」は設立された。包摂ネットは、次の2つを活動の柱としている。

1つ目は、複合的な困難を抱えた本人を、支援者がそれぞれの得意分野で支える「支援者間のネットワークを作る」ことだ。包摂ネットに登録した支援者は、守秘義務を負い、メーリングリスト上で自分たちが抱えるケースの相談を行う。登録している他の支援者は、自分たちが助けることができる部分について支援を申し出、助言をする。例えば、借金を抱えて家を失った人の相談があれば、債務整理を弁護士が、家探しを居住支援法人が…というように、「手上げ方式」で本人を支える体制が組み立てられていく。

2つ目は、本人が持つ強みを見つけ、「出番」を作る「地域のサポーターを増やす」ことだ。包摂ネットでは、年4回、「地域サポーター養成セミナー」を開催している。このセミナーでは、豊島区内で活動する様々な分野の支援者をゲストスピーカーとして招き、参加した地域住民が豊島区内の様々な課題に触れ、自分たちにできることを議論する。これまで150人以上の地域

住民がこのセミナーに参加している。

包摂ネットの立ち上げ後、勤務先の同僚と地域貢献のプロジェクトを立ち上げた人、自分が助けられた経験から子ども食堂を始めようとする人、隣の外国人を助けるためにその人の強みを活かした地域交流のイベントを企画する人など、多くの地域サポーターが生まれている。少しずつ、社会は変わっている。

5 法律事務所と コミュニティオーガナイズング

コミュニティオーガナイズングとは、コミュニティの人々に働きかけてその地域を変えていくプロセスの総体を指す。具体的には、共通の関心事を持つ人々を集めコミュニティを形作り、コミュニティが持つ力を見出し育て、社会変革を生み出す力を作り出すプロセスだ。そして、「共通の関心事を持つ人々」には、困難に直面した当事者自身も含まれている。「としま包摂ネットワーク」や「としまる」*1の活動もこのコミュニティオーガナイズングの考え方に基づくものだ。

「司法アクセス」障害は、言語や疾患などの個人の要因により生じているものではない。様々な困難を抱える個人を支える仕組みがないという社会側の構造によって生じているものだ。だからこそ、「司法アクセス」障害の解消をミッションとする私たちパブリックは、個別のケースの解決と同時に、社会を変えていく必要がある。社会が変われば、目の前の依頼者だけでなく、まだ見ぬ将来の依頼者を、そして、将来その人から依頼を受ける他の弁護士や支援者を、孤立から救うことになるはずだ。

私たちパブリックは、コミュニティと共に、今日も社会を変えていく。

*1 : https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_11/P24-25.pdf

第3回 病気・事故への備え

厚生委員会 委員 柿崎 弘行 (63 期)



前回までの連載では、老後の備えについて厚生年金への加入の有無による影響と、日本弁護士国民年金基金、互助年金、iDeCo、小規模企業共済等の重要性について述べた。今回は病気・事故への備えを取り上げるが、ここでも厚生年金の加入者と非加入者とは扱いが異なる*1。

1 厚生年金及び健康保険

公的医療保険の根幹となる健康保険法は、成立から百年を超える古い法律であるが、その適用範囲は厚生年金保険法と同様であり*2、両者一体として運用されている。大企業の社員であれば各企業が独自に設立した健康保険組合に加入し、そのような組合を持たない中小企業の社員は全国健康保険協会、通称「協会けんぽ」に加入する*3。

法律事務所に所属する弁護士も、厚生年金に加入している場合は協会けんぽに加入するのが原則である*4。保険料は、仮に月収60万円であれば月5万8882円の労使折半、すなわち月2万9441円が本人負担となる*5。その配偶者・子ども、被扶養者の認定を受ければ保険料の負担なく給付を受けることができる。

保険給付としては、医療費が原則3割負担となるほか、療養中の生活費として最長で1年6か月、傷病手当金が支給される*6。また障害が残る場合の生活費としては障害年金、死亡後に残された家族の生活費としては遺族年金があり、厚生年金の場合は従前

の収入金額等に応じて支給される*7。

2 東京都弁護士国民健康保険組合

国民健康保険法は、厚生年金の非加入者、すなわち健康保険法が適用されない場合の受け皿となるものであり、同業者による国民健康保険組合があればそれに加入し、それがなければ市区町村の国民健康保険に加入する*8。弁護士の場合は、全国で唯一「東京都弁護士国民健康保険組合」のみ存在しており、当会の会員はこれに加入することができる。

保険料は、収入金額にかかわらず1人あたり月2万9800円であり、家族1人につき月1万2700円の追加となるため*9、3人家族であれば合計で月5万5200円である。被扶養者認定や労使折半の制度はなく、全額が本人負担となるが、市区町村の国民健康保険組合と比べて割安であることが多い。

保険給付として、医療費が原則3割負担となる点に違いはない*10。しかし、国民健康保険の場合は傷病手当金がなく、療養中の生活費は保障されない。そのようなリスクに備えるには、後述の所得補償保険に各自で加入する必要がある。

3 団体定期保険

当会の会員向け生命保険として、日本弁護士連合会の運営する団体定期保険（グループ保険）がある。

*1：すでに述べたとおり、弁護士法人は経営者の弁護士を含め全員に厚生年金の加入義務があり、個人経営の事務所も勤務弁護士と従業員が併せて5人以上の場合は当該勤務弁護士等につき厚生年金の加入義務がある。

*2：健康保険法3条3項及び厚生年金保険法6条1項。

*3：同4条、5条1項、6条及び7条の2第1項。

*4：例外として東京都弁護士国民健康保険組合「健康保険（協会けんぽ）の適用除外承認について」参照。
<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/eligibility/establish.html>

*5：全国健康保険協会「令和6年度保険料額表（東京都）」。

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r6/ippan/r60213tokyo.pdf>

*6：健康保険法74条1項及び99条。

*7：国民年金法30条1項及び37条、厚生年金保険法47条1項及び58条1項。

*8：国民健康保険法5条、6条及び13条。

*9：東京都弁護士国民健康保険組合「保険料について」。

<https://www.bengoshi-kokuho.or.jp/member/eligibility/fee.html>

*10：国民健康保険法42条1項。なお、東京都弁護士国民健康保険組合は、歯科カウンセリング、東京ディズニーランド・東京ディズニーシーの利用補助券など、独自の特色あるサービスも提供している。

2024年2月時点で約1万7000名が加入しており、死亡・高度障害の場合に支払われる保険金は最高6000万円である*11。保険料は35歳以下の女性なら最高でも月3200円であるが、実質負担はさらに低く、2022年度は月1344円であった*12。

これとは別に、50年を超える歴史ある制度として、当会が独自に運営する団体定期保険がある。2023年6月時点で1792名が加入しており、保険金は最高4000万円である*13。保険料は35歳以下の女性なら最高でも月2391円、2022年度の実質負担は月2009円であった*14。前述のグループ保険と併せれば、月3000円余りの負担で合計1億円の保障が得られる可能性もあり、これほど割安な生命保険は珍しい。

これらの生命保険は75歳又は80歳まで継続可能である。年齢に応じて保険料は上がるものの、1年ごとの契約更新であるから、ライフステージの変化に合わせて細かく見直せば保険料を抑えることができる。また、税務上は生命保険料控除の対象となる。

遺族年金も一種の死亡保障であるが、例えば40歳で死亡し、配偶者と8歳の子が残された場合、国民年金のみであれば支給額は合計約1000万円、厚生年金の場合でも合計約2700万円である*15。厚生年金の非加入者はもちろん、加入者にとっても、団体定期保険は心強い制度であると言えるだろう。

4 その他の会員向け保険商品

いわゆる所得補償保険としては、日本弁護士連

合会の「弁護士休業補償保険」と、全国弁護士協同組合連合会の「所得補償プラン」とがあり、いずれも25%の団体割引が適用される。前者の場合、一口の保険料は月1305円であり、療養中の生活保障として最長6か月、最高で月30万円が支払われる*16。後者の場合、一口の保険料は月1280円であり、最長12か月、月10万円が支払われる*17。口数は各自の収入金額に合わせて設定できるので、傷病手当金に代わるものとして積極的に活用すべきである。

また障害年金に代わるものとして、所得補償保険には「リレープラン」等のオプションがあり、最長70歳まで生活費の保障が受けられる。これらの保険料は税務上、介護保険料控除の対象と扱われている。

他にも団体割引が適用される保険商品として、各種の医療保険・傷害保険がある*18。原則3割負担とは言え、現実に病気・事故となった場合の医療費等の経済的負担は決して軽いものではなく、これらの保険商品は有益である。

5 小括

以上のとおり、病気・事故への備えとして、団体定期保険と所得補償保険はいずれも重要であるが、厚生年金の非加入者の場合、所得補償保険は特に利用価値が高い。万一の場合に慌てることのないよう、常日頃から準備しておきたいものである。

* 11：日本弁護士連合会「共済制度加入のおすすめ」2024年5月版。

* 12：同「グループ保険<団体定期保険>」2024年10月1日版。年4回払いの1回分は9600円。1年ごとに収支計算し、余剰金を配当金として還元する仕組みであり、前掲資料によれば2022年度の配当還元率は58.0%である。

* 13：当会2023年12月20日開催の生保協議会議資料より。

* 14：東京弁護士会「団体定期保険のご案内」2023年6月1日版。6か月分の保険料は1万4348円。前掲資料によれば2022年度の配当金還元率は15.95%である。

* 15：日本年金機構「遺族年金」。基礎年金は81万6000円に23万4800円を加算し、子が18歳になるまでの10年分で1050万8000円となる。厚生年金は平均標準報酬月額65万円、加入期間40年とすれば報酬比例部分が222万3000円、その4分の3を基礎年金と合計すれば10年分で2718万0500円となる。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/izokunenkin/jukyu-yoken/20150401-03.html>

* 16：日本弁護士連合会「弁護士休業補償保険のご案内」2024年9月1日版。39歳以下の場合の一口の保険料。

* 17：全国弁護士協同組合連合会「弁護士所得補償プラン」2023年度版。月払いで39歳以下の場合の一口の保険料。

* 18：同「各種保険」。https://www.zenbenkyo.or.jp/service/insurance.php

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

54期(2000/平成12年)

かけがえのない日々

会員 五島 丈裕 (54期)

司法研修所の寮を去るときも、実務修習地の松江(島根県)を離れる時も、寂しくなって目に涙が浮かんだのを覚えています。修習時代は、私の人生の特別なひとときとなっています。

1 私の幸運

(1) 補欠で入れた寮生活

研修所での修習では入寮を希望していました。前期も後期も初めは「ダメです(補欠です)」と言われていましたが、結局、いずれも入寮できました。

寮での生活は、(もちろん修習に励んでいましたが)寮の部屋を往き来してご飯を食べたり、談話室で毎週一緒にドラマ(たしか「永遠の仔」)を観たり、恋愛相談をし合ったり、休日に集まってディズニールランドに行ったりした楽しい思い出が詰まっており、気を使う必要のない友人たちと四六時中過ごせる環境に身を置けたのは、本当にラッキーでした。

(2) 温かい人柄の教官方と、多才で思いやり深いクラスメイト

必死に勉強してどうにか司法試験に受かり、いざ司法修習が始まった時、私は、「教官とは、難しいことをたくさん言う怖い人たちに違いない」、「いっぱい勉強してきた頭の良い修習生(クラスメイト)は、分厚い眼鏡をかけて議論を挑んでくるような人たちに違いない」などと想像していました。

実際は、難しい内容を理解できるようにきめ細かく指導していただき、懇親会等では楽しい時間になるように配慮してくださる温かい人柄の教官方であり、また、多才で豊かな個性による刺激をもらい、ためらうことなく何でも話せるような思いやり深いクラスメイトでした。

多くの課題をこなしてゆく日々を心折れずに過ごせたのは、良い教官と仲間のいるクラスであったからだと思います。

(3) キャプテンの拝命(?)

私には、人見知りの面があり、自分からガンガン行くようなタイプではないので、本来は短い期間でクラスになじむのは難しかったように思います。

しかし、期せずしてソフトボール大会(当時の行事)のクラスキャプテンをやってくれと言われたため、皆と話してまとめる役回りになりました。そのような役回りとなりクラスの全員と話す機会ができたことは、溶け込めるきっかけとなり、これも幸運な出来事でした。

(4) 小規模庁(松江)での修習

実務修習地は、希望した松江(島根県)でした。修習生は4名で、裁判所、検察庁、弁護士会も、小規模と言えます。そのため、職員の方たちも含めて、ほぼ顔見知りとなり、とても歓迎して温かく接してくださいました。

夜、飲み連れに行ってもらい、自宅に招待されるなどに留まらず、休日にサイクリング大会に出場したり、海に行ったり、楽しく過ごした思い出を挙げるときりがない程です。

もちろん、裁判所、検察庁、弁護士会での指導は丁寧であり濃密で、例えば弁護士修習で最初に携わったコインロッカー設置に関する契約トラブルの訴状起案は、とてもややこしくて難しくて四苦八苦していたのですが、時間をかけて懇切丁寧に指導して下さったことを覚えています。

2 結局、人、そして交流

20数年前の修習時代を思い返すと、そこで経験した出来事というよりは、出会った人の顔が浮かびます。

私の修習時代がかけがえのない日々となったのは、良い人たちと出会って交流できた幸運によるのだということ、改めて感じました。

弁護士としての第二の人生

会員 橘川 歩未

1 弁護士になることを決意するまで

私は、ネイルサロンでネイリストとして働いた後、歯科医院にて歯科助手の仕事をしていました。歯科助手の主な仕事は歯科医師のサポートである。患者さんに関わる機会が多く、患者さんから感謝されることが多かったため、私は歯科助手の仕事にやりがいを感じていた。漠然と今後も歯科助手の仕事が続いていくのだろうと思っていた。

27歳の時、これまで勤めていた歯科医院を退職し、別の歯科医院に移ろうと転職活動を始めたが、7年間続けた歯科助手の経験はあまり評価してもらえず、このまま歯科助手の仕事が続いても先がないと感じたため、歯科助手の仕事辞めることを決めた。

私はしっかりと自分のキャリアを積み上げたい、生涯情熱を持って働ける仕事がしたいと思うようになり、自分の人生を変えるために弁護士になることを決意した。

2 予備試験、司法試験の合格

猛勉強の末、予備試験に合格した。勉強を通じて自分自身の思考が変わり、身を置く環境も変わり、予備試験の合格は間違いなく私の人生の大きな転機となった。

これまで両親には心配ばかりかけていたが、予備試験・司法試験に合格したことにより、初めて親孝行ができたように感じた。両親に合格を報告した時のことを今でも鮮明に覚えており、今後も忘れることはないと思う。

3 弁護士になって

私は一般民事と企業法務を取り扱っている法律事務所に入所し、一般民事の案件を担当している。具体的には、男女問題、相続、刑事事件、債務整理を取り扱っている。

弁護士登録をしたことにより、「先生」と呼ばれるようになり、責任の重さを日々感じている。

弁護士登録をしてもうすぐ1年になるが、弁護士の仕事は、悩みが尽きないものであることがわかった。私は心のどこかで弁護士は特殊な人間であり、どんな事案でもすんなり解決しているのだろうと思っていたが、弁護士1年目である私自身はもちろん、先輩方も悩みながら日々の業務に向き合っており、正解がない世界で戦っていると感じた。

弁護士登録をしてから忙しい日々が続いており、新しい出来事の連続で、気持ちが追い付かないこともあったが、事件が終結した際、依頼者から「先生に依頼して良かった」「本当にありがとうございました」などと言われるととても嬉しく、頑張った良かったと心から感じた。

今後も一緒に働く人々との関係を大切にしながら、依頼者に満足してもらえるよう精進していきたい。

4 今後の課題

自分には無縁な話だと思っていたが、司法修習生の時に結婚したことにより、女性のキャリア形成について考えるようになった。必死に勉強して念願の弁護士になったため、仕事を精一杯頑張りたい気持ちがあるのは勿論だが、結婚したことにより家庭のことも精一杯頑張りたいと思うようになった。また、30代半ばになり、妊娠・出産についても真剣に考えるようになった。

家庭のために時間を捻出したいが、依頼者対応や書面作成などに追われ、どうしても早く帰宅することが難しく、仕事と家庭のバランスをとることがとても難しいと感じている。子育てをしながら弁護士業をしている先輩方は本当にすごいと思う。

限られた時間をどのように配分すれば良いのか、未だ自分のスタイルを見つけることができていないが、家事・育児をしながら弁護士業をしている先輩方の働き方を参考にさせていただき、これから心身ともに健康でいられる働き方を見つけていきたい。



マッサージのすすめ

会員 松田 巨平 (73期)

弁護士業務はとにかく疲労が溜まる。トラブルの渦中に身を置く精神的ストレスもさることながら、パソコンに向かって黙々と起案を続けるなど、身体的な負荷も相当である。尋問では緊張で足に力が入り、終わる頃にはふくらはぎがパンパンになる。修習生の時に聞いた、弁護士を続ける上でストレス解消が大切だという言葉があらためて身に染みる。

ストレス解消法は人それぞれかと思うが、疲労回復を求めてマッサージ*1に通う弁護士も少なくないだろう。私もいつしかマッサージに足を運ぶようになった。施術着に着替えて横になり、凝り固まった身体が緩んでいく時間だけは、弁護士としての自分から解放される。施術者は私よりも私の身体のことを知っていて、指圧だけではなく様々な方法でアプローチしてくれる。両足を掴んで身体を揺さぶり、身体を波間に漂わせるような施術や、腹部にそっと力をかけて内臓に働きかける施術もある。最初は斬新さに驚くが、すぐにこれが自分の身体に必要なのだとわかる。マッサージを受けるというより、術を施されているという感覚が心地よい。

そんなマッサージの世界にも、大会があるのをご存じだろうか。先日、あるマッサージ大会の予選が見学可能であることを知り、参加してみた。会場はクレオ全体を縦に半分にした空間より若干狭いだろうか、そこに横3列にマットが敷かれ、縦にずらっと施術スペースが並んでいる。施術者が各々の持ち場に入り、タイ語のカウントダウンでラウンドがスタートする。まずは破顔して受け手に挨拶している人もいれば、受け手に微笑みつつ祈るように開始する人もいる。施術内容も様々である。足への施術でも、小気味よく足を根元から回すこともあれば、水を掬うように足首



マッサージ大会の様子

を掴み、後ろにぐーっと引くこともある。さらに、小型の木製ハンマー（トークセン）を用いて背中をコンコンと叩いている人もいる。実に個性豊かな施術の世界が広がっていた。

そんな施術者の合間を縫うように、多数の審査員がゆったりとした足取りで行き来している。つい忘れそうになるが、これは大会なのだ。事前に公表された審査基準に基づき、予選を通過する者が選ばれる。施術者は練習を重ね、この日を迎えたのである。また、施術者の中には、額に汗を浮かべている人が少なくない。自分より体格がよい人の身体にもアプローチするのであるから、施術はかなりの重労働である。こんな当たり前のことに今さら気づく自分が恥ずかしくなるとともに、普段施術の苦勞を一切受け手に感じさせないプロ意識に頭が下がった。会場の空気は、施術者のたゆまない努力をひしひしと感じさせた。

ここまでマッサージの魅力について語ってきた。拙稿を読んでマッサージに興味湧いたという（奇特な）方がいれば、ぜひ一度施術を受けてみてほしい。事務所や自宅の近所に必ずよいサロンがあるはずである。ストレスフルな弁護士業務を生き抜く上で、マッサージはよいはずがなると思う。

*1：本稿でいうマッサージは、医業類似行為であるあん摩マッサージ指圧だけではなく、広くリラクゼーション一般を含むものである。

子どもの権利保障が当たり前の社会へ

子どもも大人と同じく1人の人間として権利の主体です。

このことを明らかにし、子どもにも様々な権利が保障されることを定めた子どもの権利条約は、1989年に国連総会で採択されました。

それから今年で35年、そして、1994年に我が国が子どもの権利条約を批准して今年で30年になります。

この30年間、我が国の子どもを取り巻く社会環境は変化し続け、子どもに関わる法律、施策も新しいものが増えました。2023年には、我が国の子ども施策に関する基本理念を定めたこども基本法ができました。

今では私たち大人も、子どもも1人の人間として、自分に関係することについては意見を言うことができるという意見表明権があることを知っています。

しかしながら、まだまだ子どもの権利保障は進んでいません。権利の主体である子どもたちが、子どもの権利保障について十分に知らない状況があります。

私たち東京弁護士会は、1986年に子どもの人権救済センターを設置し、子どもの権利保障の実現に努力してきました。

子どもの権利条約批准30周年の今、私たちは、今後我が国で子どもの権利保障の実現が加速度的に進むことを願い、権利の主体である子どもたちに次のことを呼びかけます。

子どものみなさん

世界の国々が約束した「子どもの権利条約」に、こんなことが書いてあります。

大人たちは、子どものことを決めるとき、子どもにとって一番よいことを考えなければなりません。

あなたにとって一番よいことは、あなたが知っています。

あなたの気持ちや意見をきかせてください。

どうしたらよいか一緒に考えましょう。

子どもと大人が手を取り合って、この約束が守られるすてきな社会をつくりましょう。

2024(令和6)年11月27日

東京弁護士会会長 上田 智司



こちらから読んでね

お年玉？

